

# 税制についての租研会員の意見調査結果

## (公社) 日本租税研究協会

### 1 調査の概要

今回の調査は、従来同様、本協会役員・評議員、法人会員（維持会員）、個人会員（通常会員）計814人を対象として実施しました。

#### (1) 目的

(社)日本租税研究協会加入の会員の皆様の税制についての意見・提案を調査し、本協会の活動の指針とするとともに、今後、関係当局が税制改革を行う際の資とすることをねらいとしています。今回の意見調査結果は今後の税制改正に関する意見等で活用していきたいと考えています。

昨年度は新型コロナウイルス感染問題で世界的に経済、社会が大きな影響を受けた中での調査でしたが、今年度も同じ状況下での調査になりました。当然、こうした事態が税制にも影響を及ぼすことはいうまでもありませんが、過去からの調査との一貫性を維持する必要があることから、調査項目についてはこれまでのものをほぼ受け継いでおります。

#### (2) 対象

(社)日本租税研究協会加入の会員（維持会員・通常会員・特別会員）のうち、維持会員・

通常会員・本協会の役員（会長・副会長・監事・理事）・評議員を対象としました。

対象とした維持会員は、会社（業種としては全業種）、各種団体、国公・私立大学、会計・法律事務所、その他の計284、通常会員は大学教員、税理士・公認会計士・弁護士、その他の計430、本協会の役員・評議員は100です（単位・敬称を省略させていただきました）。

#### (3) 実施期間

令和3年6月21日から7月26日まで。

#### (4) 方法

会員意見調査項目を本協会よりインターネット配信し、回答者に直接入力いただきました。

### 2 会員意見調査の特色

#### (1) 回収率

回収率は、全体では昨年とほぼ同様の11.2%であった。

#### (2) 意見調査結果のポイント

調査結果のポイントは以下の通りである。

- ① わが国は多くの政策課題を抱えているが、政府が最優先で取り組むべき課題として、最も多くの会員があげたのは中長期的な経済成

長政策（新成長戦略の推進等）であった（56.0%）。昨年は44.2%の会員が財政健全化と答えたが、今年は53.9%と半数以上の会員がその重要性を指摘している。経済成長と財政再建という、当協会が税制のあり方を考える際の基本的視点として提示してきた課題をあげた会員が多い。

- ② わが国においては、政府活動からの国民の「受益」とその財源である「負担」とが乖離し、「中福祉—低負担」と言われている。今後、超高齢化のさらなる進行に伴って社会保障支出が増大するが、会員の多くはこれからの社会保障のあり方として「中福祉・中負担」の制度構築を求めている。
- ③ 今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則としては、「公平性の確保」が最多である。公平性を最重視するという回答は過去から一貫して続いている。国民が納得して税を納めるためには、税負担が担税力に応じて適正に配分されることが不可欠であることを示している。また、税制改革において重視すべき点としては、「経済成長」をあげた会員が最多であった。近年、日本の経済活力は回復しつつあったが、新型コロナウイルス感染症の影響によって落ち込み、早い回復が望まれている。
- ④ 個人所得課税については、基本構造のあるべき姿についての意見は分かれている。所得税の財源調達機能や再分配機能はどうあるべきかについて議論を深めることによって、税率、ブラケット幅、控除のあり方などについて検討する必要がある。
- ⑤ 法人課税については、近年、実効税率が引き下げられてきた。しかし、実効税率の引き下げを抑制する動きも出てきている。多くの会員がさらなる引き下げが必要としているが、現状維持と答えた会員も多い。
- ⑥ 消費税については税率が10%に引き上げられたが、さらなる引き上げが必要と答えた会員が半数を超えた。これは、財政健全化を日

本の最優先課題ととらえる会員が多いことを反映したものと考えられる。また、軽減税率については半数を超える会員が廃止を望んでいる。

- ⑦ 地方税については応益性の強化と複雑な税体系の整理統合を求める会員が多い。
- ⑧ 炭素税に関しては、慎重ないしは否定的な会員が多い。
- ⑨ 税務コーポレートガバナンスについては企業の自主的な取組の尊重と、それを踏まえた当局の適切なアプローチが必要と考える会員が多い。
- ⑩ 税制一般に関しては、制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっていることを問題とする会員が多い。

## 解 説

### I 財政及び税制全般について

#### ① 経済及び財政政策全般

##### (1) 全般

##### 問1 日本が抱える政策課題について

わが国は新型コロナウイルス感染症問題に直面しているが、これまでも多くの構造問題を抱えていた。そこで、政府が優先的に取り組むべき政策課題は何かをたずねたところ、「中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）」と答えた会員が56.0%（昨年55.8%）と最多であった。少子化による労働力の減少や、グローバルな経済競争の激しさが増す中、国民が安心して暮らせる社会を実現するためにも、経済成長は喫緊の課題であることをこの結果は示している。また、わが国の国・地方の長期債務残高が歴史的、国際的に最悪の水準となっていることから、今年の調査では、「財政の健全化」が

昨年の44.2%を上回って53.9%にのぼった。会員の4分の1以上があげた課題は、「自然災害に対する防災・レジリエンスの強化（国土強靱化対策）」「資源・エネルギー政策」「グリーン社会の実現」「デジタル化の加速」であった。

## (2) 経済及び財政政策

### 問2 財政赤字と財政健全化目標

新型コロナウイルス感染症関連支出でわが国の財政赤字はさらに膨らんだ。こうした中、中長期的に見た財政健全化についてどのように考えるかをたずねた。「高い経済成長による自然増収に依存することなく、思い切った歳出における重点化・効率化・適正化を強力に進めなければ、財政健全化の達成は困難」と考える会員が52.8%（昨年40.0%）と最多であった。また、「思い切った歳出における重点化・効率化・適正化を強力に進める意思がなければ、財政健全化はいつになっても達成されない」と答えた会員も22.0%にのぼった。このように、会員の多くは現在の行財政運営を続けるかぎり、健全化目標の達成は困難だとしている。

### 問3 財政健全化目標の立法化

財政健全化を進めるためには、法律を制定し健全化目標の達成を義務付けることが必要だとの意見がある。会員に財政健全化目標の立法化についてたずねたところ、「経済財政諮問会議において、財政健全化目標の達成状況についてチェック機能を強化する」が29.7%と最多であり、「中長期財政計画を閣議決定し、拘束性を強める」もほぼ同数の28.6%であった。「財政健全化法を制定」は19.8%であり、財政健全化への制度等による統制強化についての必要性を感じる会員はそれほど多くはない。

### 問4 歳出削減

巨額の長期債務を抱えているわが国であるが、超高齢化の進行にともなった社会保障費の増大が加わり、このままでは財政の累積債務は

さらに増大する。こうした中、限られた資源を効果的に使い国民生活を豊かにするためには、真に必要なものに資源を集中させ、必要性の小さいものに関しては歳出削減が必要である。そこで、現状以上に歳出削減努力を行うべき分野を複数回答可でたずねたところ、令和3年度予算で35.8兆円に達する「社会保障」と答えた会員が62.6%（昨年50.5%）と最多であった。昨年の調査では46.3%にのぼった「特別会計、独立行政法人等」は今年も46.2%と半数に近い会員が歳出削減の対象としてあげている。その他には、地方交付税、公共事業をあげた会員が約4分の1にのぼった。

## (3) 受益と負担

### 問5 受益と負担水準

わが国においては、国民全体が受ける社会保障の「受益」と「負担」が乖離し、「中福祉－低負担」だと言われている。このままの財政構造が続くと乖離は一層拡大し、将来世代に負担がのしかかる。そこで、今後の社会保障のあり方をどのように考えるかをたずねたところ、「現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、「中福祉－中負担」を目指す」と答えた会員が79.1%（昨年71.6%）と最多であった。「低福祉－低負担を目指すべき」は9.9%、「高福祉－高負担に踏み出すべき」は4.4%にすぎない。このように、前問で社会保障の削減が必要と答えた会員が6割を超えたものの、今後の超高齢化の進行と安心して暮らせる社会の実現を考慮すると、負担増もやむなしとする会員が多い。

### 問6 国民負担率に関する意識

わが国の国・地方を合わせた国民負担率は44.6%（令和2年度予算、国税、地方税、社会保障負担の合計額の対国民所得比）であり、ヨーロッパの先進諸国と比べて低い水準となっている。国・地方の巨額の累積債務残高や高齢化の急速な進行による社会保障費等の支出増加

が見込まれるなか、国民負担率はどの程度までなら許容できるかをたずねたところ、「50%程度を限度とする」と答えた会員が62.6%（昨年54.7%）と半数を超え、次いで、「現状レベルを維持する」が17.6%（昨年20.0%）であった。この結果は、前問の「中福祉－中負担」と答えた会員が多いことと整合的である。今後、財政支出の増加が見込まれるとしても、こうした国民負担に対する国民の意識にも配慮し、社会保障の給付水準を検討する必要がある。

## 問7 社会保障改革について

社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには、消費税率の引き上げを柱とする税制抜本改革が避けられないとしても、膨張を続ける社会保障関係費用の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠である。この点は問4でも示されたところである。そこで、社会保障改革のなかで効率化・重点化に優先的に取り組むべき項目をたずねたところ、「医療の効率化（医療提供体制の改革、医療の無駄排除等）」が70.3%（昨年62.1%）と最多であった。この回答結果には、超高齢化の進行によって医療費の膨張が避けられないなか、新型コロナウイルス感染症による医療逼迫という問題が背景にあるのかもしれない。社会保障は生活保護、年金、福祉等広範囲に及ぶが、医療以外の項目に関しては、「高齢者の負担の見直し（高齢者医療費自己負担割合の引き上げ、介護高齢者の利用者負担の拡大等）」と答えた会員が半数（50.6%）にのぼり、昨年の37.9%を大きく上回った。

## ② 税制全般

### (1) 税制改正へ向けての基本的視点

#### 問8 課税原則

財政活動の財源調達手段である課税はどのような時代にあっても、公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならない。しかし、

税制の構築に際して優先すべき原則や基準は時代とともに変化する。経済社会を取り巻く環境が大きく変化しているわが国において、今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則は何かをたずねた。55.0%の会員が「公平性の確保」を重視すべきだとしている。公平性の確保は本調査において過去から一貫して最多であり、税負担に対する国民の理解を得るためには、各人の担税力に応じた公平な負担が求められる。「簡素性の確保」の25.3%がそれに次いだ。納税者にとって理解しやすく、納税コストができるだけかからない税制の仕組みを構築することも必要であり、そのためにも税制は簡素なものでなくてはならない。税制においては、軽視されがちであった簡素の原則を追求する必要があることを結果は示している。なお、税制が市場メカニズムに歪みを与えてはならないという「中立性の確保」に関しては12.1%と低かったものの、この原則を軽視して良いというわけではなく、税の制度設計において重要な原則であることは間違いなく。過去の租研意見でも、「国際的に調和の取れた税制の構築」等、中立性の原則を重視した主張を行っている。

#### 問9 税制改革にあたって重要な視点

望ましい税制を構築するためには、課税原則に加えて具体的な制度設計の視点が不可欠である。そこで、税制改革において特に重視すべき点は何かを複数回答でたずねたところ、会員の65.9%が「経済成長」をあげた（昨年69.5%。昨年は「経済の活性化」）。欧米先進国に例を見ないスピードと規模で進む少子高齢化や、グローバル化の一層の進展など、わが国経済社会の基本構造が大きく変貌しているなかで、活力ある社会を実現するためには好調な経済の持続が不可欠であり、それを支えることが税制にも求められるという認識を反映したものであると同時に、現下のコロナ渦での厳しい経済情勢を反映した結果である。第2位は「デジタル社会の進展」であった。昨年は52.6%にのぼった

「国際的な調和」が今年は29.7%に比率を落とした。この背景には法人実効税率が引き下げられた影響がでてきたとも考えられる。

## 問10 税目別バランスと税制改正

日本の税制は複数の税目から成り立っており、各税の長所を活かしながら租税原則を満たそうとしている。しかし、原則間には往々にしてトレード・オフの関係が見られ、どの原則を重視するかは時代とともに変化するため、望ましい税体系も時代によって異なることになる。日本の課税状況（国税・地方税計）は、令和3年度（予算ベース）で、所得課税が32.0%、法人課税が16.7%、消費課税が36.9%、資産課税が14.4%という税収構造比率になっている。税制改正を行うにあたり、日本の税収構造をどのように改善させるべきかをたずねたところ、「消費税をより重視する」と答えた会員が37.4%と最多であったが、昨年の48.4%から大きく比率を低下させた。そして、「消費税と所得税をより重視する」が昨年の20.0%から29.7%に上昇した。所得税と消費税という2つの基幹税が持つメリットを活かしながら今後の財政を支えていくことの重要性が示されたと言える。

## Ⅱ 各税目

### ① 個人所得税

#### (1) 税収調達機能と所得再配分機能

##### 問11 個人所得税と税収調達機能

過去に行われた累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われている。そこで、所得税と税収調達についてどのように考えるかをたずねたところ、「現状で妥当である」が42.9%（昨年39.0%）と最多であり、「増税」あるいは「減税」が必要と答えた会員は少数であった。個人所得税は消費税と並ぶ基幹税であ

るが、今後の税制としては現状を妥当とする傾向が見られる。しかし、現状維持と答えた会員も全体の4割であり、個人所得課税についてはその役割について今後さらに検討を重ねるべきであると言える。そこで、以下の設問では個人所得税の構造についてたずねた。

##### 問12 税制による所得再分配

所得税は所得再分配機能を持つことを特徴としている。過去に税率のフラット化等をともなった減税によって再分配機能は低下したが、最近、給与所得控除の改正等によって再分配機能は回復傾向にある。所得格差が拡大していると言われるわが国において、所得税の所得再分配機能はどのようにあるべきかについてたずねたところ、「現行制度を継続する」と答えた会員が61.5%と半数を超えた。ただ、「累進構造を強化する」も24.2%と回答者の4分の1にのぼっており、所得税による再分配のあり方については、今後の所得分配状況に注意しながら検討していく必要がある。

#### (2) 税率と所得控除等

##### 問13 税率構造と適用ブラケット

所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分されている。所得税制における税率構造と適用ブラケットをどのように考えるかをたずねたところ、「税率10%以下のブラケットの上限金額を下げる」と答えた会員が34.1%と最多であった。「現行の税率構造等を維持する」の23.1%がそれに次いだが、「ブラケットはそのまま、現行最高税率をさらに50%まで引き上げる」が17.6%、「現行の最高税率はそのままに、税率の刻みを増やす」も17.6%であった。会員の多くが、税率構造とブラケットの見直しが必要と考えているものの、税率構造とブラケットは所得再分配という価値判断の領域に関係することから、そのあり方に関しては会員間でも意見は分かれている。

#### 問14 給与所得控除の在り方

給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの目的を持つといわれているが、長年にわたってそのあり方が議論されてきた。近年の税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、過大となっている控除を適正化するため、①特定支出控除の見直し、②給与所得控除の上限設定が行われた。こうした中、給与所得控除をどのように考えるかをたずねたところ、「現行で妥当である」が65.9%と半数を超え（昨年50.5%）、「給与所得控除を拡大すべき」は15.4%、「縮小すべき」は7.7%にすぎなかった。給与所得控除のあり方についての会員の考えは、近年の改正の影響を受けて現状肯定が増えている。

#### 問15 公的年金等控除

平成30年度改正において多額の所得がある年金受給者には一部上限の設定及び控除額の引き下げが行われた。しかし、公的年金については拠出面では社会保険料控除によって、給付面では公的年金等控除によって、拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている実態は変わっていない。そこで公的年金課税についてどのように考えるかを複数回答でたずねたところ、「多額の資産を有する高齢者については、公的年金等控除の削減や上限を設ける」と答えた会員が45.1%と最多であった。超高齢社会にあって年金生活者が急増するわが国においては、年金生活者として一括りにするのではなく、担税力や資産保有の大小など、きめ細かな対応を行うことによって所得税における公平性を確保することが必要である。しかし、今年の55.8%から比率を落としているのは、税制改正が実施されたことに原因があるのかもしれない。

#### (3) 金融所得課税の一元化

##### 問16 総合課税と金融所得課税の一元化

平成23年度の税制改正大綱では「所得税につ

いては全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想であるが、金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性に鑑み、可能なところから金融所得課税の一体化に向けた取組を進める」とされた。また、平成25年度税制改正では金融所得課税の一元化が拡充され、公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算が可能となった。しかし、一方で、所得再分配という観点から所得税においては総合課税を望ましいとする考えもある。そこで、金融所得に対する課税についての考え方をたずねたところ、「資本の国際流動性を確保し、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進する」と答えた会員が51.7%と過半数を超えた（昨年47.4%）。「金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対」は17.6%（昨年24.2%）と低かった。多くの会員は金融所得課税の一元化を支持している。

##### 問17 株式配当及び株式譲渡益課税

法人所得課税は、個人所得課税の前払いの性格を有することから、法人税率を引き下げ場合には、個人所得課税における株式配当や株式譲渡益課税について、その負担割合（源泉所得税20%適用）を引き上げるべきとの意見がある。この考え方についてたずねたところ、「金融商品に対する過大な税負担は、金融市場の活性化に悪影響を及ぼすだけでなく、資金が海外流出するおそれがあるので反対」と答えた会員が41.8%と最多であった（昨年44.2%）。また、「大企業を中心とした法人は株主とは別個の存在であり、法人税率引き下げと配当や株式譲渡損益とは関係がない」も33.0%（昨年33.7%）であり、多数の会員が引き上げには反対している。

## 問18 所得税のその他の改正

その他の所得税に関して重要だと思われる改善点について複数回答可でたずねたところ、「働き方の違い等によって有利・不利が生じないよう、企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いを検討する」は52.8%と最多であった(昨年42.1%)。「老後に向けた資産形成の支援のため、NISA等の拡充を図る」が31.9%(昨年33.7%)とそれに続いた。

## ② 相続税・贈与税

### 問19 相続税

平成初頭から課税割合が低下してきた相続税であったが、平成25年度税制改正において相続税の基礎控除が大幅に引き下げられたことから、富の格差是正機能は強まったと考えられる。相続税についてどのように考えるかをたずねたところ、「現行のままでよい」と答えた会員が61.5%(昨年50.5%)と最多であった。

### 問20 贈与税の非課税措置

贈与税については、高齢化に伴う資産移転の時期が遅くなったことを受け、住宅取得等資金、教育資金及び結婚・子育て資金の贈与に係る非課税措置が手当てされている。一方で、格差固定を防止する観点から一部所得制限が令和元年度改正で加えられた。贈与税の非課税措置についてどのように考えるかをたずねたところ、「現行のままでよい」と答えた会員が45.1%(昨年43.2%)と最多であった。

### 問21 事業承継税制

我が国の中小企業の経営の円滑な承継を促進する目的から、平成21年度税制改正において事業承継税制が導入された。これは、事業承継をする後継者が特定の要件を満たすことで相続税・贈与税が猶予及び免除される制度であり、平成30年度税制改正において一部要件の緩和などの見直しが図られた。また、令和元年度税制

改正において個人事業者の事業承継税制も導入されている。こうした事業承継税制についてどのように考えるかをたずねたところ、「事業承継税制を拡充する」が44.0%(昨年49.5%)、「現行のままでよい」と答えた会員も44.0%(昨年35.8%)と同率であった。ただ、「事業承継税制を縮小(廃止を含む)する」と答えた会員は6.6%にすぎず、事業承継税制については一定の理解が得られている。

## ③ 法人税

### (1) 法人実効税率と課税ベース

#### 問22 法人税改革

法人課税については、近年の税制改革の中、実効税率が引き下げられた。また、令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置や研究開発税制の見直し、株式を対価としたM&Aの課税繰延措置などが講じられている。今後の法人税改革において重要と考えるものを3つ以内でたずねたところ、「法人実効税率」が34.1%と最多であった。しかし、昨年の41.1%から比率を低下させている。近年の法人実効税率の引き下げが影響していると考えられる。税率に次ぐのは「グループ通算制度(旧連結納税制度)」の33.0%(昨年21.1%)であり、「研究開発等投資促進税制」の30.8%(昨年31.6%)が続いた。法人税に関しては実効税率の引下げが必要とする会員の比率が低下したのが大きな特徴である。

#### 問23 法人実効税率と企業行動

企業行動にはさまざまな要因が影響を与えるが、法人収益に課税される法人税もその一つであると言われている。諸外国と比較して税率が高い場合、企業行動にどのような影響を与えるかを複数回答可でたずねたところ、「国際的に

見ると、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている」と答えた会員が44.0%（昨年41.1%）と最多であり、「本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合に重要な判断の要素の一つとなっている」も19.8%であった。これに対して、「市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等多くの要素を総合的に勘案しており、法人実効税率が少し高いからと言っても大きな障害とはならない」と答えた会員も19.8%であり、昨年の15.8%より上昇している。

#### 問24 法人税の企業への影響の変化

前問のように法人税が企業活動に影響するという回答が多数であったが、法人税の影響は企業活動を取り巻く環境にも左右される。そこで、10年前と比較して法人税の影響は高まったと感じるかどうかをたずねたところ、「影響が高まっている」と答えた会員が58.2%（昨年51.6%）に達した。近年、法人税率は引き下げられているものの、企業への影響が大きくなっていると答えた会員は半数を上回っている。

#### 問25 法人実効税率の水準について

わが国の法人実効税率は平成30年度に29.74%に引き下げられた。一方で、米国バイデン政権の税制改革をはじめとした各国の実効税率を見直す動きが見受けられ、2021年6月のG7では最低法人税率を15%以上とするコミュニケが採択された。こうした動きの中で、地方税を含めた日本の法人実効税率の水準についてどのように考えるかをたずねた。「25%程度まで引き下げたほうがよい」と答えた会員が48.4%（昨年42.1%）と最多であった。しかし、「現行水準で良い」と答えた会員も31.9%にのぼっている。法人税が日本国内での企業行動にマイナスの影響を及ぼしていると考えerる会員は多いが、今後の法人実効税率のあり方についての会員の考えには変化が見られる。

#### 問26 課税ベースの拡大

税制改正において、法人税率の引き下げに合わせて、課税ベースが拡大されてきた。また、国際的にも法人税率の引き下げとともに、課税ベースの拡大や他の税目での税収確保が行われている。こうした実態を踏まえ、法人税の課税ベースのあり方をどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは広がっており、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、さらに課税ベースを広げることは好ましくない」と答えた会員が50.6%（昨年42.1%）と半数を超えた。「税率を引き下げ場合には、財政状況にも鑑みて、課税ベースを広げることもやむを得ない」は16.5%（昨年12.6%）にすぎなかった。実効税率の引き下げにともなう課税ベースの拡大については会員の多くは否定的である。

#### 問27 受取配当益金不算入

法人の受取配当については、持ち株割合が3分の1超の株式配当の場合はその全額、3分の1以下5%超の場合はその50%、5%以下の場合にはその20%が益金不算入となっている。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えるかをたずねたところ、「受取配当等は経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当等を益金算入することは法人税法の在り方にかかわる問題であり、慎重に扱う」と答えた会員が71.4%（昨年59.0%）に達した。法人税が所得税の前取りである限り、法人間の受取配当は、二重課税防止の観点から課税することには問題があるという指摘である。

#### 問28 繰越欠損金の損金算入の見直し

大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入割合が引き下げ（平成27年度に所得の65%、28年度60%、29年度55%、30年度50%）られた。このような繰越欠損金の損金算入制度

についてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「長期間での税負担の平準化を図る観点から、欠損金の繰越期間は超長期間にする」が42.9%（昨年46.3%）と最多であり、「繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は小さすぎる」と答えた会員が39.6%と続いた。「損金算入割合について、現行制度は妥当である」は20.9%にすぎなかった（昨年20.0%）。法人税における欠損金の繰越控除制度は、課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度であり、繰越期間、規模（割合）ともに多くの会員が改正の必要性を指摘している。

#### 問29 中小法人税制の見直し

法人税法上、中小法人は資本金が1億円以下の法人をいい、全法人の99%が該当している。中小法人に対する法人税率（国税）は、原則23.2%（令和2年度）であるが、800万円以下の所得に対しては軽減税率19%が適用され、さらに租税特別措置により15%に軽減されている。また、令和3年度改正においても中小企業支援に関する手当が行われた。そこで、中小法人に対する措置についての考えを複数回答可でたずねたところ、「高所得の中小法人が税制上の特例を受けていることはさらに見直す」が40.7%（昨年32.6%）と最多であり、「中小法人と個人事業者との選択に税制上の歪みが生じないように税制を見直す」も26.4%（34.7%）であった。中小法人の特例については見直しが必要とする会員が多いものの、「中小法人は、地域の経済社会・雇用を支える重要な存在であり、課税強化には、慎重を要する」と答えた会員も37.4%（昨年39.0%）にのぼった。このように、中小法人税制については会員間で意見はまとまっているとは言えない。

#### 問30 研究開発等投資促進税制

経済活力の基盤として研究開発投資は重要である。世界的には、研究開発投資促進税制を拡

充する動きが続いているが、第二次安倍政権から菅政権においては、研究開発の質を向上させ、積極的な研究開発投資を促す観点から、オープンイノベーション型及び総額型の研究開発税制について、積極的に見直しが行われたところである。研究開発税制についてどのように考えているかをたずねたところ、「研究開発税制は、我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、適用対象範囲なども含め積極的に拡充する」と答えた会員が30.8%（昨年39.0%）と最多であった。「研究開発税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、現行制度を本則化し恒久的な税制とする」と答えた会員も23.1%（昨年24.2%）にのぼった。このように多数の会員が研究開発投資の重要性と、投資促進のための税制上の措置の必要性を認識しているが、このことは、少子化にともなう人口減少により労働力人口が減少していくわが国経済において、生産性を向上させることが不可欠であり、したがって、イノベーションの重要性がさらに高まっていることを示すものである。

#### 問31 特別試験研究費税額控除制度

大学、国の研究機関、他企業等との共同研究及び委託研究等、オープンイノベーションに関する税制上のインセンティブ措置である特別試験研究費税額控除制度が平成5年度税制改正で創設され、その後、支援対象の拡大、一部の控除率引上げ及び控除上限の引上げ等の改正が行われている。この制度について望むことは何かを回答3つまででたずねた。「特別試験研究費の額の認定、監査及び確認手続きの簡素化」と答えた会員が50.6%（昨年52.6%）と最多であった。その他にも、「特別試験研究費の額の算定方法の簡素化」が33.0%（昨年22.1%）と、簡素化を望む会員が多い。

## (2) 法人関連税制

### 問32 連結納税制度の改正

令和2年度改正では、制度の簡素化とグループ経営の効率化に資する環境整備の観点から連結納税制度が見直され、損益通算等の調整を行いつつグループ内の各法人が個別に申告するグループ通算制度に改められ、経過措置を講じた上で、令和4年4月1日開始事業年度から適用が始まることとなった。この新たな制度についてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「グループ通算制度において法人事業税、法人住民税への導入を検討して欲しい」が29.7%（昨年30.5%）と最多であったが、「グループ通算制度はまだ適用を開始していないので、わからない」と答えた会員も26.4%（昨年25.3%）にのぼった。その他の項目も含めて、連結納税制度についての回答は分散している。

## (3) 企業会計と法人税法との乖離

### 問33 企業会計と法人税法との乖離

企業会計の国際会計基準への移行にともない企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされている。そこで、乖離が大きくなると思われるのはどの項目かを複数回答でたずねた。「資産の減損」が58.2%と最多であり（昨年46.3%）、「引当金、偶発債務、偶発資産」の36.3%（昨年37.9%）が続いた。その他20%以上の会員があげた項目は「収益認識基準」29.7%（昨年41.1%）、「無形資産」29.7%（昨年28.4%）、「有形固定資産」26.4%（昨年24.2%）であった。

### 問34 確定決算主義

確定決算基準は、課税の簡便性と便宜性を確保するとともに、確定した決算に表明された企業の意思を重視することによって課税所得の計算の信頼性、客観性を担保し、課税における安定性を確保しようとするものである。企業会計と税務会計との乖離が拡大しているなか、確定決算主義については、「実務的に対応が困難な

点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行う」と答えた会員が52.8%（昨年45.3%）と最多であり、「所得計算の妥当性を確保しつつ納税コストを節約する観点から、確定決算主義を維持する」の39.6%（昨年30.5%）が続いた。「確定決算主義は廃止する」と答えた会員は5.5%（昨年19.0%）と少数であった。確定決算主義は調整を加えながら維持していく必要があることを示している。

## (4) 税制の予測可能性

### 問35 租税制度と実務との間の予測可能性

企業活動を行ううえで予測可能性はきわめて重要な条件であり、活動に影響を及ぼす税制についても同様である。そこで、租税制度の実務上の取り扱いにおいて、不透明であったり、特に、予測可能性に問題があったりする領域があるかを複数回答可でたずねたところ、「外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）」（52.9%、昨年46.3%）、「移転価格税制」（52.8%、昨年45.3%）と答えた会員が半数を超えた。そして、「組織再編税制（クロスボーダー）」の41.8%が続いた（昨年41.1%）。このように、グローバル化した企業活動を反映した結果が出ている。

## 4 国際課税

### 問36 租税条約

近年、租税条約について、多数の条約の改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークが拡充しているとともに、税務行政執行共助条約とBEPS防止措置実施条約（MLI）が発効している。こうした状況変化の中で、さらに優先度の高い改善策は何かをたずねた。「租税条約の適用手続きの簡素化」が46.2%（昨年32.6%）と最多であり、「源泉地国課税の減免等の促進」の44.0%（昨年42.1%）が続いた。また、「投資交流の活発化が見込まれる国や地域との新規締結、改定の促進」が

36.3%（昨年40.1%）と、多くの会員があげている。

### 問37 移転価格税制

BEPS最終報告書を踏まえ、移転価格税制では文書化や無形資産に係る事項を中心に見直しがなされ、特に無形資産取引に関し、割引現在価値等の評価技法や、予測と乖離する結果を基に課税する場合の根拠規定などが整備されたところであるが、我が国の移転価格税制について、今後改正すべき項目はどれかを複数回答可でたずねた。「文書化等に関する事務負担の軽減」と答えた会員が65.9%（昨年66.3%）と最多であり、「相互協議の円滑な推進」が41.8%（昨年39.0%）であった。

### 問38 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）

我が国の外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）は、平成29年度改正で、従来の仕組みを活かしつつ取引ごとの判定のウェートを高め、租税回避防止立法としての主旨の明確化が図られた。その後、国税庁からの通達やQ&Aの公表があったほか、令和2年度改正まで部分的な修正が行われている。現行制度に関し、どのような評価や問題に関心を持っているかを複数回答可でたずねた。「従来の仕組みを活かしてはいるものの、制度は複雑化しており、予測可能性や事務負担の面での一層の改善（さらなる通達・指針等の公表を含む）を望みたい」と答えた会員が63.7%と半数を超えた（昨年65.3%）。また、「諸外国では税負担の引き下げが行われており、外国子会社合算税制の適用について、海外展開を行う我が国企業にとっては引き続き注視しなければならない状況にある」の47.3%が続いた。「評価できるが、判定方法や対象範囲、計算方法など制度上の改善点は依然として多いと感じる」と答えた会員も39.6%（昨年32.6%）にのぼった。

### 問39 BEPS

BEPS最終報告書について、我が国でもこの成果を国内法又は租税条約に反映する取り組みが進められてきたが、これまでの経緯や現状、課題について、意見や要望を複数回答可でたずねた。「最近の改正により、不明確・不透明な分野が増えており、予測可能性と法的安定性を高めるための法令・執行上のさらなる対応が求められている」が40.7%（昨年44.2%）と最多であった。「デジタル経済への対応を除けば、最終報告書を反映する改正は、平成31年度の改正をもって一段落ついたと考えるべきである。義務的開示制度などのさらなる措置の導入には賛成し難い」の37.4%（昨年28.4%）がそれに次いだ。また、「今後は、日本企業のグローバルな展開や外国企業の国内向けの投資を支える税制上の環境整備にいつそう目を向ける」と答えた会員も35.2%（昨年31.6%）にのぼった。

### 問40 デジタル経済への対応

OECD/G20では、BEPS最終報告書で合意に至らなかったデジタル経済の進展への対応について、BEPS包括的枠組みを立ち上げ、2020年10月に報告書を公表した。2021年6月のG7財務相会合の声明では大枠の内容が支持され、合意に向けた努力は最終局面を迎えている。進展するデジタル経済への国際課税上の対応のあり方について、現時点でどのような印象や考えを持っているかを複数回答可でたずねた。圧倒的多数の会員があげた項目はなく、「新たな課税ルールを根拠づける基本原理が曖昧なまま合意形成が進んでいる印象があり、制度が首尾一貫したものとなるのかどうか、懸念が残る」と答えた会員が35.2%と最多であった。昨年の調査ではこの回答比率は24.2%であり、懸念を持つ会員が増えている。「デジタルサービス税（DST）などの各国独自の措置は、第一の柱の合意後速やかに廃止されるべきである」の33.0%が続いた。しかし、「現時点では情報又は検討が不十分又は不確実でよく分からない。

他国の対応や議論のさらなる進展を見守りたい」と答えた会員も31.9%にのぼった。

## 5 消費税

### (1) 消費税率の引き上げと使途・軽減税率

#### 問41 消費税の引き上げの是非，引き上げ幅

消費税率引き上げが令和元年10月に実施されたが，現在よりも高齢化率が高まる2030年頃を想定して消費税率はどの程度が妥当かをたずねた。「10%」が妥当とする会員は20.9%（昨年17.9%）であり，大部分の会員が消費税率のさらなる引き上げを必要と感じている。しかし，税率水準については，「13～15%」が30.8%（昨年27.4%），「20%」が13.2%（昨年16.8%），「15～18%」が11.0%（昨年10.5%）と，引き上げ幅についての意見は分かれている。

#### 問42 使途及び目的税化

税制抜本改革法では，消費税の収入については，毎年度，制度として確立された年金，医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされている。今後，消費税率のさらなる引き上げが行われたとき，消費税の使途はどのようにすべきかをたずねた。「税の基本からすれば一般税であることが望ましく，使途の硬直化に繋がる危惧があるため目的税化には反対」と答えた会員が33.0%（昨年33.7%）であった。しかし，「消費税の増税を国民に理解してもらうためには，現行の目的税化はやむを得ない」が36.3%（昨年29.5%），「社会保障以外の歳出を促してしまうことのないよう，使途は限定する必要がある」も28.6%（昨年32.6%）にのぼった。このように，使途に関しては会員の意見は分かれているが，消費税の一般財源化にこだわらないと考える会員が多い。

#### 問43 軽減税率の適用

わが国消費税の特徴は，非課税の範囲が小さ

く，税率が標準税率に統一されていることである。その結果，消費税の負担は逆進的となるが，税率が低い水準であるため逆進性が大きな問題とされなかった。しかし，税率の引上げによって，逆進性緩和あるいは低所得層対策の必要性が指摘され，本協会が逆進性対策として「問題あり」と指摘してきた軽減税率制度が立法化された。そこで，軽減税率制度についてたずねたところ，会員の半数以上（56.0%）が「軽減税率は，制度としての弊害が多いため，廃止する」と答えた（昨年55.8%）。低所得層への配慮が必要だとしても，軽減税率以外の方法で行うことも検討すべきである。

### (3) インボイス制度

#### 問44 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入れ税額のみを控除することができる「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が制度化された。インボイス制度の導入についての考えを複数回答可でたずねたところ，「事務手続きが複雑になるので，現在制度化されているような簡易な制度が必要」と答えた会員が49.5%（昨年43.2%）と最も多く，導入に関して簡素化の工夫が必要である。

### (4) 消費税の転嫁

#### 問45 消費税の転嫁について

消費税は最終的に消費者が負担することが予定されている税であるが，そのためには，転嫁が円滑に行われる必要がある。そこで，円滑かつ適正な転嫁が確保されるためには，どのような対策が有効かをたずねた。「国民に対する広報の徹底」と答えた会員が28.6%と最多（昨年24.2%）であり，「消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成，周知」の25.3%（昨年30.5%で第1位）を上回った。「不公正な取引の検査，監視の強化」も20.9%にのぼった（昨年28.4%）。消費税の転嫁を円滑に行えるよう

にするための環境整備が必要であると会員の多くは考えている。

## ⑥ 地方税

### (1) 地方税の在り方

#### 問46 地方税と国税（地方法人2税と地方消費税の税源交換）

地方公共団体間の財政力格差の是正方法として、地方消費税の拡充によって安定的な財源を確保するべきであるとの意見があるが、現状は地域間の財政力格差は平成26年に設けられた地方法人税を通じて調整されている。地方税の地域間格差の是正方法についてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「法人課税を通じた再分配の仕組みによって、地域間の財政力格差を是正すべき」が39.6%（昨年46.3%）と最多であったが、「法人課税（法人住民税及び法人事業税）は縮小し、地方消費税によって地域間の財政力格差を是正すべき」と答えた会員も31.9%（昨年28.4%）にのぼった。普遍性など、地方税が備えるべき原則を踏まえ、今後さらに検討を加えていく必要がある。

#### 問47 地方税のあり方

地方税のあり方としてその他に賛成できるものはどれかを複数回答でたずねたところ、「法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行う」と答えた会員が62.6%（昨年56.8%）と最多であり、簡素化への要望が大きい。「地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底する」が39.6%（昨年40.0%）と地方財政における受益と負担の連動を求める会員も多い。

### (2) 個人住民税

#### 問48 個人住民税

個人住民税は固定資産税と並ぶ地方の基幹税である。現在、税率構造は比例税であり、国税

の所得税と比べて応益課税としての性格を強く持っていると言われている。今後の個人住民税のあり方として要望したい点を複数回答可でたずねた。「前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更する」の40.7%が最多であり、昨年の28.4%から比率が大きく上昇した。「現行制度を維持する」と答えた会員も37.4%（昨年35.8%）にのぼった。「均等割（市町村民税:年3.5千円、道府県民税:年1.5千円）については、引き上げる」は22.0%（昨年22.1%）であった。個人住民税は「地域社会の会費」的性格を最もよく表していることから、地方の基幹税としてのあり方をさらに検討すべきであろう。

### (3) 法人住民税・法人事業税等

#### 問49 法人住民税・事業税

法人住民税、法人事業税の在り方をどのように考えるかを複数回答可でたずねたところ、「全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上させる」と答えた会員が64.8%（昨年63.2%）と最多であった。「外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等、仕組みが複雑であるので、簡素化する」も50.6%と半数以上の会員があげた（昨年50.5%）。このように、簡素性を求める会員が多い。

### (4) 固定資産税

#### 問50 固定資産税

固定資産税の在り方をどのように考えるかを複数回答可でたずねたところ、「償却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であるため、廃止をする」が63.7%（昨年65.3%）に達した。固定資産税は応益性を根拠として課税されてはいるものの、償却資産の大小と市町村の

公共サービスとの間の関連性は希薄であり、課税の是非を含めて検討すべきという考えが背景にあると考えられる。その他の項目については、「償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認める」が45.1%であり、固定資産税については償却資産分を問題とする会員が多い。

## 7 その他の税制等

### (1) 環境関連税制

#### 問51 グリーン社会の実現と税制

日本は、グリーン社会の実現を目指し、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを宣言した。グリーン社会の実現と税制についての考えをたずねた。「炭素税は、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから、既存税制の評価を行った上で、その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要である」と答えた会員が44.0%と最多であった。また、「炭素税を導入することは、カーボンニュートラルの実現に向けた企業の研究開発や設備投資の原資を奪い、イノベーションを阻害し、グリーン社会の実現に逆行するので反対である」が13.2%、「炭素税を含む経済的手法は、企業の研究開発や設備投資の原資を奪わず、産業の競争力強化や経済成長につながるイノベーションや投資を促進するものに限って導入すべきである」が17.6%であった。これに対して「地球温暖化防止のためには、炭素税の拡充を含む税制のグリーン化により、CO<sub>2</sub>排出抑制を図ることで、グリーン社会を実現する必要がある」と答えた会員は18.7%にすぎなかった。このように、炭素税の拡充には否定的ないしは慎重な考えを持つ会員が多い。

#### 問52 車体課税

車体課税については、令和元年度改正におい

て、(1)自動車取得税は、消費税率10%への引き上げ時にあわせて、令和元年10月から廃止、(2)自動車重量税及び自動車税、軽自動車税は、エコカー減税制度の基本構造を恒久化するとともに、道路等の維持管理、更新や防災、減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえ、見直しが行われたところである。このような中、自動車重量税のあり方をどう考えるかを複数回答可でたずねたところ、「自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており、過大な負担を負っているため、国際的な負担水準に合わせ軽減する」と答えた会員が34.1%（昨年28.4%）、「グリーン化機能及び環境性能割の維持・強化を図る」も同率の34.1%（昨年22.1%）であった。昨年の調査では30.5%と最多であった「自動車重量税は道路整備の課税根拠がなくなっているため、廃止をする」は、今年の調査では17.6%に低下した。このように自動車重量税については、会員の意見は分かれている。

## Ⅲ 税に関する意識及び納税環境の整備

### 問53 税務に関するコーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスの強化は、日本再興戦略の重要な政策として取り上げられているが、その中で、税務コーポレートガバナンスが重要な項目となっている。一方、行政当局においては、税務コーポレートガバナンスの状況が良好と認められる大法人については、事前の信頼関係を構築した上で、調査の間隔を延長するなど税務コーポレートガバナンスの維持・向上策に取り組んでいるところである。このような状況において、これからの税務コーポレートガバナンスについてどのように考えるかを複数回答可でたずねた。「企業の自主的な取組みを尊重すべき。この取組みでは（指揮・監督等に対する）トップマネジメントの適切な関与が必要」と答えた会員が47.3%（昨年48.4%）と最

多であり、「企業の自主的な取組みを尊重すべき。本取組において、経理・税務・監査部門の体制・機能の整備・強化が重要」も44.0%（昨年47.4%）に達した。いずれも、「企業の自主的な取組み」に重きを置くべきとする回答である。一方、「当局における適切なアプローチを望む。特に、企業の取組みを尊重し、それに基づいて調査の必要度を決定すべき」が46.2%（昨年32.6%）、「当局における適切なハンドリングを希望。特に、有益な具体的取り組み事例等の情報を公表してほしい」が23.1%（昨年16.8%）、「当局からのアプローチを強化すべき。調査間隔の延長、調査期間の短縮など優良法人のメリットを拡充し、調査すべき対象ヘリソースを集中されることを望む」も23.1%（昨年22.1%）と、当局への要望も多くの会員から出された。

#### 問54 企業の税務ガバナンス

グローバル展開するわが国企業の税務ガバナンスが重要な位置付けとなっている。これからの税務ガバナンスにおける重要な点を複数回答可でたずねた。会員の60.4%が「経営層の理解度・認知度の向上」をあげた（昨年51.6%）。「本社の税務人員の強化」の57.1%（昨年は62.1%で最多）が続いた。その他の事項については、「税務情報のアップデート・収集」が50.6%（昨年50.5%）と会員の半数を超えた。

#### 問55 マイナンバー制度について

マイナンバー制度は平成28年1月から行政機関や地方公共団体において、税、社会保障、災害対策の3分野で利用が始まった。また、金融分野、医療分野にも利活用が拡大されつつあるなど、複数の機関に存在する個人情報を確認し、制度の効率性、透明性を高める社会的基盤となっている。このマイナンバー制度についての考えを3つ以内でたずねた。「社会保障、税、災害対策、金融、医療にとどまらず、分野を拡大していくことで、国民の利便性を構築してい

くことが望まれる」と答えた会員が65.9%（昨年60.0%）にのぼった。また、「行政の効率と国民の利便性を高めるため、各行政機関が所掌の分野にとどまらず、さらに横断的に番号の利活用をすすめるべき」と答えた会員も55.0%にのぼり、昨年の37.9%から上昇した。しかし同時に、「個人情報の漏えいなどセキュリティの側面からの不安があるので、官民ともに徹底した情報管理を望む」と答えた会員も45.1%（昨年47.4%）にのぼった。このように、マイナンバー制度については、セキュリティを確保しながら、積極的に活用すべきと考える会員が多い。

#### 問56 納税者の知見・意識の向上

国民1人ひとりの財政・租税に関する知見や納税意識を高めるために、どのような施策が有効かを複数回答可でたずねた。「学校教育の場を含め、早い段階から財政・租税教育を取り入れていく」と答えた会員が76.9%と昨年の59.0%から上昇した。「広報活動を持続的、かつ、幅広く実施する」が49.5%（昨年56.8%）と続いた。

#### 問57 税制上の一般的な問題認識

税金一般に関する問題点について該当するものを複数回答可でたずねた。「租税制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっている」と答えた会員が73.6%（昨年64.2%）に達した。また、「国民に税金（含む社会保障負担）や歳出に関する知識・情報が正確に伝わっていない」と答えた会員も半数を超えた（51.7%、昨年51.6%）。

#### 問58 納税環境の整備

租税原則に沿って税制が設計されていたとしても、適正な執行がともなわなければ不十分であり、そのためにも納税環境の整備が重要である。そこで、どのような環境整備が必要かをたずねた。主たる回答としては、「電子申告、電

子納税等の利用促進・改善など納税者の利便性向上への取組みをさらに推進する」が65.9%（昨年61.1%）, 「予測可能性や経済取引の安全性の確保のための事前照会制度や相談体制を充実させる」が53.9%（昨年45.3%）, 「地方税申告・納付の簡素化を図る」が50.6%（昨年49.5%）となった。租税制度の改革が重要であることは言うまでもないが, 納税環境や徴税効率にも十分な配慮が必要である。

#### Ⅳ 当協会へのご要望等

(略)

# 税制に関する意見（アンケート）調査（2021）

	維持（法人）会員	租研役員・評議員	通常（個人）会員	全体
	送付数 284 回収数 58 回収率 20.42%	送付数 100 回収数 17 回収率 17.00%	送付数 430 回収数 16 回収率 3.72%	送付数 814 回収数 91 回収率 11.18%
<b>I. 財政及び税制全般</b>				
<b>1. 経済及び財政政策全般</b>				
<b>(1) 全般</b>				
<b>【問1】 日本が抱える政策課題</b>				
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は依然としてその勢いを衰えさせていません。世界的に社会・経済に大きな影響を及ぼしているなかで、日本が取り組むべき構造的な政策課題を3つお選びください。				
イ) 自然災害に対する防災・レジリエンスの強化（国土強靱化対策）	(イ) 13 22.40%	(イ) 3 17.70%	(イ) 5 31.30%	(イ) 21 23.10%
ロ) 社会資本の充実・強化	(ロ) 2 3.50%	(ロ) 2 11.80%	(ロ) 0 0.00%	(ロ) 4 4.40%
ハ) 中長期的な経済成長政策	(ハ) 38 65.50%	(ハ) 6 35.30%	(ハ) 7 43.80%	(ハ) 51 56.00%
ニ) デフレ対策	(ニ) 3 5.20%	(ニ) 1 5.90%	(ニ) 1 6.30%	(ニ) 5 5.50%
ホ) 経済貿易連携の推進（TPP等）	(ホ) 2 3.50%	(ホ) 1 5.90%	(ホ) 0 0.00%	(ホ) 3 3.30%
ヘ) 規制改革	(ヘ) 3 5.20%	(ヘ) 0 0.00%	(ヘ) 1 6.30%	(ヘ) 4 4.40%
ト) 行政改革	(ト) 4 6.90%	(ト) 0 0.00%	(ト) 1 6.30%	(ト) 5 5.50%
チ) 新たな税制・抜本的改革	(チ) 11 19.00%	(チ) 2 11.80%	(チ) 5 31.30%	(チ) 18 19.80%
リ) 財政の健全化	(リ) 29 50.00%	(リ) 10 58.80%	(リ) 10 62.50%	(リ) 49 53.90%
ヌ) 持続性のある社会保障の構築	(ヌ) 13 22.40%	(ヌ) 4 23.50%	(ヌ) 1 6.30%	(ヌ) 18 19.80%
ル) 地方創生（まち・ひと・しごと創生）	(ル) 2 3.50%	(ル) 0 0.00%	(ル) 0 0.00%	(ル) 2 2.20%
ヲ) 少子化対策	(ヲ) 10 17.20%	(ヲ) 2 11.80%	(ヲ) 5 31.30%	(ヲ) 17 18.70%
ワ) 文教・科学技術の振興	(ワ) 0 0.00%	(ワ) 0 0.00%	(ワ) 3 18.80%	(ワ) 3 3.30%
カ) 資源・エネルギー政策	(カ) 17 29.30%	(カ) 5 29.40%	(カ) 3 18.80%	(カ) 25 27.50%
ヨ) グリーン社会の実現	(ヨ) 10 17.20%	(ヨ) 9 52.90%	(ヨ) 2 12.50%	(ヨ) 21 23.10%
タ) デジタル化の加速	(タ) 14 24.10%	(タ) 4 23.50%	(タ) 4 25.00%	(タ) 22 24.20%
<b>(2) 経済及び財政政策</b>				
<b>【問2】 財政赤字と財政健全化目標</b>				
新型コロナウイルス感染症関連支出でわが国の財政赤字はさらに膨らみました。コロナ問題が収束し、経済が回復すれば税収が増加し、財政状態は改善するという考えもありますが、中長期的に見て財政構造改革は依然として重要な政策課題です。財政健全化に関して、あなたの考え方に近い選択肢はどれですか。				
イ) 思い切った歳出における重点化・効率化・適正化を強力に進める意思がなければ、財政健全化はいつになっても達成されない。	(イ) 10 17.20%	(イ) 6 35.30%	(イ) 4 25.00%	(イ) 20 22.00%
ロ) 高い経済成長による自然増収に依存することなく、思い切った歳出における重点化・効率化・適正化を強力に進めなければ、財政健全化の達成は困難。	(ロ) 32 55.20%	(ロ) 9 52.90%	(ロ) 7 43.80%	(ロ) 48 52.80%
ハ) 経済再生なくして財政健全化はなく、まずは経済成長を最優先し、その大幅な税収増を活用すれば、財政健全化は達成できる。	(ハ) 10 17.20%	(ハ) 1 5.90%	(ハ) 4 25.00%	(ハ) 15 16.50%
ニ) 財政健全化のために、歳出の思い切った重点化・効率化・適正化は必要なく、消費税率の追加引き上げなどの歳入確保策で、財政健全化はいずれ達成できる。	(ニ) 1 1.70%	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 1 6.30%	(ニ) 2 2.20%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ) 4 6.90%	(ホ) 0 0.00%	(ホ) 0 0.00%	(ホ) 4 4.40%

<p><b>【問3】 財政健全化目標の立法化</b></p> <p>財政健全化推進のためには、諸外国の例を参考に法律を制定し、財政健全化目標の達成を義務付けたほうがよいとの意見がありますが、どのようにすべきと考えますか。</p> <p>イ) 財政健全化法を制定する。</p> <p>ロ) 中長期財政計画を閣議決定し、拘束性を強める。</p> <p>ハ) 経済財政諮問会議において、財政健全化目標の達成状況についてチェック機能を強化する。</p> <p>ニ) 経済成長を通じて税収増を目指すことが重要であり、財政健全化目標のあり方は、有事には柔軟性をも許容する現在の形のままで良い。</p> <p>ホ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(イ) 10 17.20%	(イ) 3 17.70%	(イ) 5 31.30%	(イ) 18 19.80%
	(ロ) 19 32.80%	(ロ) 3 17.70%	(ロ) 4 25.00%	(ロ) 26 28.60%
	(ハ) 18 31.00%	(ハ) 7 41.20%	(ハ) 2 12.50%	(ハ) 27 29.70%
	(ニ) 6 10.30%	(ニ) 1 5.90%	(ニ) 2 12.50%	(ニ) 9 9.90%
	(ホ) 3 5.20%	(ホ) 1 5.90%	(ホ) 2 12.50%	(ホ) 6 6.60%
<p><b>【問4】 歳出削減</b></p> <p>高齢化の進展に伴う社会保障費の増大等により、わが国の累積債務はさらに増大します。財政健全化に向けて、歳入面での見直しとともに、歳出面での思い切った効率化・重点化は避けて通れないようにも思えます。その場合、今後、歳出削減努力をより強化すべき分野はどれでしょうか。（複数回答可、計数は復興予算込み）</p> <p>イ) 社会保障（令和3年度予算 35.8兆円）</p> <p>ロ) 公共事業（6.0兆円）</p> <p>ハ) 防衛（5.3兆円）</p> <p>ニ) 文教・科学振興（5.3兆円）</p> <p>ホ) 地方交付税等（15.9兆円）</p> <p>ヘ) 公務員人件費（5.3兆円）</p> <p>ト) 特別会計、独立行政法人等</p> <p>チ) 削減すべきものはない</p> <p>リ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(イ) 36 62.10%	(イ) 12 70.60%	(イ) 9 56.30%	(イ) 57 62.60%
	(ロ) 11 19.00%	(ロ) 7 41.20%	(ロ) 3 18.80%	(ロ) 21 23.10%
	(ハ) 1 1.70%	(ハ) 0 0.00%	(ハ) 1 6.30%	(ハ) 2 2.20%
	(ニ) 1 1.70%	(ニ) 1 5.90%	(ニ) 2 12.50%	(ニ) 4 4.40%
	(ホ) 16 27.60%	(ホ) 4 23.50%	(ホ) 4 25.00%	(ホ) 24 26.40%
	(ヘ) 11 19.00%	(ヘ) 1 5.90%	(ヘ) 3 18.80%	(ヘ) 15 16.50%
	(ト) 30 51.70%	(ト) 6 35.30%	(ト) 6 37.50%	(ト) 42 46.20%
	(チ) 0 0.00%	(チ) 0 0.00%	(チ) 2 12.50%	(チ) 2 2.20%
	(リ) 3 5.20%	(リ) 2 11.80%	(リ) 1 6.30%	(リ) 6 6.60%
<p>(3) 受益と負担</p> <p><b>【問5】 受益と負担水準</b></p> <p>我が国においては、国民全体が受ける社会保障が「中福祉－低負担」になっており、その財政負担を将来世代へ先送りしている状況です。今後、少子高齢化の進展に伴い支出がさらに増加することになりますが、今後の社会保障のあり方としてどのような方向性が望ましいでしょうか。</p> <p>イ) 社会保障については、自己負担や自己責任をより強化することが望ましく、公的に提供するサービスについては、「低福祉－低負担」とする。</p> <p>ロ) 現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、「中福祉－中負担」を目指す。</p> <p>ハ) 「より安心な社会」を目指し、それに見合う負担が望ましく、「高福祉－高負担」に踏み出す。</p> <p>ニ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(イ) 6 10.30%	(イ) 2 11.80%	(イ) 1 6.30%	(イ) 9 9.90%
	(ロ) 48 82.80%	(ロ) 12 70.60%	(ロ) 12 75.00%	(ロ) 72 79.10%
	(ハ) 1 1.70%	(ハ) 1 5.90%	(ハ) 2 12.50%	(ハ) 4 4.40%
	(ニ) 2 3.50%	(ニ) 1 5.90%	(ニ) 1 6.30%	(ニ) 4 4.40%

<p><b>【問6】 国民負担率に関する意識</b></p> <p>我が国の、国・地方をあわせた国民負担割合は44.3%（令和3年度予算，国税，地方税，社会保障負担の合計額の対国民所得比）です。膨大な累積債務残高や一般会計当初予算の歳入に占める国債の割合が40%の実状からすれば，国民の租税負担は引き上げざるを得ないものと思われま。国民負担率については，どの程度までなら許容できますか。</p> <p>（参考）各国の国民負担率（日本は令和3年度，日本以外は平成30年） 日本44.3%，アメリカ31.8%，イギリス47.8%，ドイツ54.9%，フランス68.3%，スウェーデン58.8%</p> <p>イ）60%程度までの負担はやむを得ない。 ロ）50%程度を限度とする。 ハ）現状レベルを維持する。 ニ）現状でも，負担レベルが高く，負担レベルを下げる。 ホ）その他（具体的にご記入ください）</p>	<p>(イ) 1 1.70% (ロ) 37 63.80% (ハ) 12 20.70% (ニ) 3 5.20% (ホ) 3 5.20%</p>	<p>(イ) 1 5.90% (ロ) 12 70.60% (ハ) 1 5.90% (ニ) 2 11.80% (ホ) 0 0.00%</p>	<p>(イ) 3 18.80% (ロ) 8 50.00% (ハ) 3 18.80% (ニ) 1 6.30% (ホ) 1 6.30%</p>	<p>(イ) 5 5.50% (ロ) 57 62.60% (ハ) 16 17.60% (ニ) 6 6.60% (ホ) 4 4.40%</p>
<p><b>【問7】 社会保障改革について</b></p> <p>社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには，膨張を続ける社会保障関係費の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠といえます。現在，社会保障改革のなかで効率化・重点化に向けた検討課題として挙げられている下記のうち，優先的に取り組むべき検討項目を3つ以内でお選びください。</p> <p>（参考）令和3年度一般会計予算における主な社会保障関係費の内訳 年金給付費（12.7兆円），医療給付費（12.0兆円），介護給付費（3.4兆円），少子化対策費（3.0兆円），生活保護費負担金（2.8兆円）</p> <p>イ）医療の効率化（医療提供体制の改革，医療の無駄排除等） ロ）生活保護の適正化 ハ）少子化対策（子育て支援なども含む） ニ）サービス単価の抑制（薬価・調剤報酬・介護報酬等） ホ）高齢者の負担の見直し（高齢者医療費自己負担割合の引き上げ，介護高齢者の利用者負担の拡大等） ヘ）年金支給開始年齢の引き上げ ト）年金給付額の引き下げ チ）高所得者の年金給付額の引き下げ リ）デフレ対応を含めた年金給付のマクロ経済スライドの徹底 ヌ）年金保険料の引き上げ（標準報酬上限の引き上げを含む） ル）基礎年金の加入期間の延長 ヲ）その他（具体的にご記入ください）</p>	<p>(イ) 39 67.20% (ロ) 11 19.00% (ハ) 17 29.30% (ニ) 6 10.30% (ホ) 31 53.50% (ヘ) 4 6.90% (ト) 5 8.60% (チ) 17 29.30% (リ) 9 15.50% (ヌ) 1 1.70% (ル) 4 6.90% (ヲ) 3 5.20%</p>	<p>(イ) 15 88.20% (ロ) 2 11.80% (ハ) 2 11.80% (ニ) 4 23.50% (ホ) 10 58.80% (ヘ) 3 17.70% (ト) 0 0.00% (チ) 6 35.30% (リ) 1 5.90% (ヌ) 0 0.00% (ル) 2 11.80% (ヲ) 0 0.00%</p>	<p>(イ) 10 62.50% (ロ) 7 43.80% (ハ) 7 43.80% (ニ) 1 6.30% (ホ) 5 31.30% (ヘ) 2 12.50% (ト) 0 0.00% (チ) 6 37.50% (リ) 0 0.00% (ヌ) 1 6.30% (ル) 2 12.50% (ヲ) 0 0.00%</p>	<p>(イ) 64 70.30% (ロ) 20 22.00% (ハ) 26 28.60% (ニ) 11 12.10% (ホ) 46 50.60% (ヘ) 9 9.90% (ト) 5 5.50% (チ) 29 31.90% (リ) 10 11.00% (ヌ) 2 2.20% (ル) 8 8.80% (ヲ) 3 3.30%</p>
<p><b>2. 税制全般</b></p> <p>(1) 税制改正に向けての基本的視点</p> <p><b>【問8】 租税原則</b></p> <p>次の租税原則のうち，税制改正において，今後最も重視すべき原則はどれでしょうか。</p> <p>イ）公平性の確保 ロ）中立性の確保 ハ）簡素性の確保</p>	<p>(イ) 32 55.20% (ロ) 5 8.60% (ハ) 16 27.60%</p>	<p>(イ) 10 58.80% (ロ) 2 11.80% (ハ) 3 17.70%</p>	<p>(イ) 8 50.00% (ロ) 4 25.00% (ハ) 4 25.00%</p>	<p>(イ) 50 55.00% (ロ) 11 12.10% (ハ) 23 25.30%</p>

ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ) 3 5.20%	(ニ) 2 11.80%	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 5 5.50%
<b>【問9】 税制改革にあたって重要な視点</b> 税制改革に当たり、租税原則に加え、特に重視する点はどのようなことですか。3つ以内でお選びください。				
イ) 経済成長	(イ) 45 77.60%	(イ) 12 70.60%	(イ) 3 18.80%	(イ) 60 65.90%
ロ) 少子高齢化	(ロ) 16 27.60%	(ロ) 1 5.90%	(ロ) 5 31.30%	(ロ) 22 24.20%
ハ) 所得格差の是正 (所得再分配効果の回復)	(ハ) 7 12.10%	(ハ) 5 29.40%	(ハ) 9 56.30%	(ハ) 21 23.10%
ニ) 世代間格差の是正	(ニ) 10 17.20%	(ニ) 2 11.80%	(ニ) 5 31.30%	(ニ) 17 18.70%
ホ) 地域間格差の是正 (地方間の税源偏在の是正)	(ホ) 5 8.60%	(ホ) 2 11.80%	(ホ) 2 12.50%	(ホ) 9 9.90%
ヘ) 安定的な税収の確保	(ヘ) 24 41.40%	(ヘ) 9 52.90%	(ヘ) 5 31.30%	(ヘ) 38 41.80%
ト) デジタル社会の進展	(ト) 22 37.90%	(ト) 4 23.50%	(ト) 4 25.00%	(ト) 30 33.00%
チ) 国際的な調和	(チ) 17 29.30%	(チ) 6 35.30%	(チ) 4 25.00%	(チ) 27 29.70%
リ) 地方分権の推進 (国税と地方税の役割分担の明確化を含む)	(リ) 1 1.70%	(リ) 1 5.90%	(リ) 2 12.50%	(リ) 4 4.40%
ヌ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヌ) 3 5.20%	(ヌ) 0 0.00%	(ヌ) 1 6.30%	(ヌ) 4 4.40%
<b>【問10】 税目別バランスと税制改正</b> 日本の課税状況 (国税・地方税計) は、令和3年度 (予算ベース) で、所得課税が32.0%、法人課税が16.7%、消費課税が36.9%、資産課税が14.4%という税目別の税収構造比率になっています。今後、日本の望ましい税目別税収構造をどのように考えますか。 (参考) 各国の税目別バランス 日本 所得31.8%、法人21.4%、消費32.5%、資産13.7% (2018年度実績) アメリカ 所得54.7%、法人 5.5%、消費23.5%、資産16.2% (2018年実績) ドイツ 所得43.6%、法人 9.0%、消費42.9%、資産4.3% ( ) フランス 所得31.6%、法人 7.0%、消費40.9%、資産20.6% ( ) イギリス 所得33.7%、法人10.0%、消費40.2%、資産15.9% ( )				
イ) 消費税をより重視する	(イ) 22 37.90%	(イ) 8 47.10%	(イ) 4 25.00%	(イ) 34 37.40%
ロ) 消費税と所得税をより重視する	(ロ) 18 31.00%	(ロ) 5 29.40%	(ロ) 4 25.00%	(ロ) 27 29.70%
ハ) 所得税をより重視する	(ハ) 4 6.90%	(ハ) 0 0.00%	(ハ) 1 6.30%	(ハ) 5 5.50%
ニ) 資産課税をより重視する	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 2 12.50%	(ニ) 2 2.20%
ホ) 法人課税をより重視する	(ホ) 3 5.20%	(ホ) 0 0.00%	(ホ) 3 18.80%	(ホ) 6 6.60%
ヘ) 日本の現状を維持	(ヘ) 9 15.50%	(ヘ) 2 11.80%	(ヘ) 0 0.00%	(ヘ) 11 12.10%
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト) 1 1.70%	(ト) 1 5.90%	(ト) 2 12.50%	(ト) 4 4.40%
<b>II. 各税目</b>				
<b>1. 個人所得税</b>				
<b>(1) 税収調達機能と所得再分配機能</b>				
<b>【問11】 個人所得税と税収調達機能</b> 消費税と並ぶ基幹税である個人所得税の税収調達機能についてどのようにお考えですか。				
イ) 勤労意欲等の促進による増収を実現するためにも、減税を行なう。	(イ) 5 8.60%	(イ) 4 23.50%	(イ) 1 6.30%	(イ) 10 11.00%
ロ) 低所得者については、さらなる減税が必要。	(ロ) 3 5.20%	(ロ) 2 11.80%	(ロ) 0 0.00%	(ロ) 5 5.50%
ハ) 現状で妥当。	(ハ) 29 50.00%	(ハ) 3 17.70%	(ハ) 7 43.80%	(ハ) 39 42.90%
ニ) 中間層を含む中高所得層については、増税が必要。	(ニ) 10 17.20%	(ニ) 4 23.50%	(ニ) 3 18.80%	(ニ) 17 18.70%
ホ) 税収調達機能を回復するためにも、全所得階層にわたって増税を実施する。	(ホ) 4 6.90%	(ホ) 1 5.90%	(ホ) 4 25.00%	(ホ) 9 9.90%
ヘ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヘ) 5 8.60%	(ヘ) 2 11.80%	(ヘ) 1 6.30%	(ヘ) 8 8.80%

<p><b>【問12】 税制による所得再分配</b>  わが国の所得税制による所得再分配について、今後の方向性としてどのようにお考えですか。</p> <p>イ) 累進構造を強化する。  ロ) 現行制度を継続する。  ハ) 所得の再分配効果を抑制する。  ニ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(イ) 12 20.70% (ロ) 37 63.80% (ハ) 5 8.60% (ニ) 2 3.50%	(イ) 5 29.40% (ロ) 9 52.90% (ハ) 2 11.80% (ニ) 0 0.00%	(イ) 6 37.50% (ロ) 8 50.00% (ハ) 1 6.30% (ニ) 1 6.30%	(イ) 23 25.30% (ロ) 54 59.30% (ハ) 8 8.80% (ニ) 3 3.30%																
<p>(2) 税率と所得控除等</p> <p><b>【問13】 税率構造と適用ブラケット</b>  所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分されています。所得税制における税率構造と適用ブラケット（課税される所得金額の範囲）について最も重要な改正論点はどれでしょうか。  参考：所得税の税率表</p> <table border="0"> <tr> <td>課税される所得金額</td> <td>税率</td> </tr> <tr> <td>1,000円 から 1,949,000円まで</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>1,950,000円 から 3,299,000円まで</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円 から 6,949,000円まで</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>6,950,000円 から 8,999,000円まで</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>9,000,000円 から 17,999,000円まで</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>18,000,000円 から 39,999,000円まで</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>40,000,000円 以上</td> <td>45%</td> </tr> </table> <p>イ) 税率10%以下のブラケットの上限金額を下げると。  ロ) ブラケットはそのまま、現行最高税率をさらに50%まで引き上げる。  ハ) 現行の最高税率はそのままに、税率の刻みを増やす。  ニ) 現行の税率構造等を維持する。  ホ) その他（具体的にご記入ください）</p>	課税される所得金額	税率	1,000円 から 1,949,000円まで	5%	1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	40,000,000円 以上	45%	(イ) 16 27.60% (ロ) 13 22.40% (ハ) 12 20.70% (ニ) 14 24.10% (ホ) 1 1.70%	(イ) 8 47.10% (ロ) 3 17.70% (ハ) 1 5.90% (ニ) 4 23.50% (ホ) 0 0.00%	(イ) 7 43.80% (ロ) 0 0.00% (ハ) 3 18.80% (ニ) 3 18.80% (ホ) 3 18.80%	(イ) 31 34.10% (ロ) 16 17.60% (ハ) 16 17.60% (ニ) 21 23.10% (ホ) 4 4.40%
課税される所得金額	税率																			
1,000円 から 1,949,000円まで	5%																			
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%																			
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%																			
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%																			
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%																			
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%																			
40,000,000円 以上	45%																			
<p><b>【問14】 給与所得控除の在り方</b>  給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの性格を持つといわれています。給与所得控除のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）  (注) 近年の税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復の観点から過大となっている控除を適正化するため、次のような見直しが行われています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定支出控除の見直し</li> <li>・給与所得控除の上限設定</li> </ul> <p>給与所得控除については、平成29年～平成31年分は年収1000万円を越えると220万円で、令和2年以後は年収850万円を超えると195万円（子育て世帯は特例で上限210万円）で固定とされました。</p> <p>イ) 給与所得控除は拡大すべきである。  ロ) 給与所得控除は現行で妥当である。  ハ) 給与所得控除はさらに縮小すべきである。  ニ) 給与所得控除は廃止し、特定支出控除に置き替える。  ホ) 特定支出控除の項目を増やすべきである。  ヘ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(イ) 7 12.10% (ロ) 39 67.20% (ハ) 5 8.60% (ニ) 4 6.90% (ホ) 4 6.90% (ヘ) 2 3.50%	(イ) 3 17.70% (ロ) 11 64.70% (ハ) 1 5.90% (ニ) 0 0.00% (ホ) 4 23.50% (ヘ) 0 0.00%	(イ) 4 25.00% (ロ) 10 62.50% (ハ) 1 6.30% (ニ) 1 6.30% (ホ) 1 6.30% (ヘ) 0 0.00%	(イ) 14 15.40% (ロ) 60 65.90% (ハ) 7 7.70% (ニ) 5 5.50% (ホ) 9 9.90% (ヘ) 2 2.20%																

<p><b>【問15】 公的年金等控除</b>  超高齢社会にあって、年金生活者が急増しているなか、平成30年度改正において多額の所得がある年金受給者には一部上限の設定及び控除額の引き下げが行われました。公的年金課税についてどう考えますか。(複数回答可)</p> <p>イ) 年金所得は雑所得に区分されるが、年金所得の区分が明確になるよう、所得区分の見直しをする。</p> <p>ロ) 年金課税については、掛け金時は非課税、運用時は非課税、給付時も実質非課税となっているが、給付時課税を徹底する。</p> <p>ハ) 多額の資産を有する高齢者については、公的年金等控除の削減や上限を設ける。</p> <p>ニ) 現行の制度を維持する。</p> <p>ホ) その他 (具体的にご記入ください)</p>	(イ) 11 19.00%	(イ) 3 17.70%	(イ) 4 25.00%	(イ) 18 19.80%
	(ロ) 9 15.50%	(ロ) 4 23.50%	(ロ) 3 18.80%	(ロ) 16 17.60%
	(ハ) 22 37.90%	(ハ) 8 47.10%	(ハ) 11 68.80%	(ハ) 41 45.10%
	(ニ) 16 27.60%	(ニ) 2 11.80%	(ニ) 2 12.50%	(ニ) 20 22.00%
	(ホ) 0 0.00%	(ホ) 0 0.00%	(ホ) 0 0.00%	(ホ) 0 0.00%
<p><b>(3) 金融所得課税の一元化</b>  <b>【問16】 総合課税と金融所得課税の一元化</b>  金融所得に対する課税について、どのようにお考えですか。</p> <p>イ) 金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対。</p> <p>ロ) 資本の国際流動性を確保し、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進する。</p> <p>ハ) 現行の総合課税制度と金融所得課税制度を維持する。</p> <p>ニ) その他 (具体的にご記入ください)</p>	(イ) 8 13.80%	(イ) 2 11.80%	(イ) 6 37.50%	(イ) 16 17.60%
	(ロ) 30 51.70%	(ロ) 11 64.70%	(ロ) 6 37.50%	(ロ) 47 51.70%
	(ハ) 18 31.00%	(ハ) 3 17.70%	(ハ) 4 25.00%	(ハ) 25 27.50%
	(ニ) 1 1.70%	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 1 1.10%
<p><b>【問17】 株式配当及び株式譲渡益課税</b>  法人所得課税は、個人所得課税の前払いの性格を有することから、法人税率を引き下げ場合には、個人所得課税における上場株式に係る配当や譲渡益に対する課税について、その負担割合(源泉所得税20%適用)を引き上げるべきとの意見がありますが、これについてどう考えますか。</p> <p>イ) 金融商品に対する過大な税負担は、金融市場の活性化に悪影響を及ぼすだけではなく、資金が海外流出するおそれがあるので反対。</p> <p>ロ) 大企業を中心とした法人は株主とは別個の存在であり、法人税率引き下げと配当や株式譲渡損益とは関係がない。</p> <p>ハ) 法人税率の引き下げにより、内部留保が増加し、持株に含み益を持ち、また配当の増額にも結び付くことから、配当及び株式譲渡益課税を強化することについては、やむを得ない。</p> <p>ニ) その他 (具体的にご記入ください)</p>	(イ) 29 50.00%	(イ) 5 29.40%	(イ) 4 25.00%	(イ) 38 41.80%
	(ロ) 18 31.00%	(ロ) 8 47.10%	(ロ) 4 25.00%	(ロ) 30 33.00%
	(ハ) 9 15.50%	(ハ) 3 17.70%	(ハ) 7 43.80%	(ハ) 19 20.90%
	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 0 0.00%
<p><b>【問18】 所得税のその他の改正</b>  問11～17までの所得税の論点以外で重要と思われる改正論点はどれでしょうか。(複数回答可)</p> <p>イ) 老後に向けた資産形成の支援のため、NISA等の拡充を図る。</p> <p>ロ) 賃金の支給形態の多様化が進む中で、退職給付に対する税制上の優遇の見直しを図る。</p>	(イ) 20 34.50%	(イ) 4 23.50%	(イ) 5 31.30%	(イ) 29 31.90%
	(ロ) 13 22.40%	(ロ) 5 29.40%	(ロ) 5 31.30%	(ロ) 23 25.30%

ハ) 働き方の違い等によって有利・不利が生じないよう、企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いを検討する。	(ハ)	28	48.30%	(ハ)	11	64.70%	(ハ)	9	56.30%	(ハ)	48	52.80%
ニ) 特別な人的控除（障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除等）について簡素化をする。	(ニ)	8	13.80%	(ニ)	3	17.70%	(ニ)	3	18.80%	(ニ)	14	15.40%
ホ) 各種保険料控除の控除水準適正化を図る。	(ホ)	3	5.20%	(ホ)	3	17.70%	(ホ)	4	25.00%	(ホ)	10	11.00%
ヘ) 国、地方公共団体等への寄附を促進するため寄附金控除を拡充する。（*ふるさと納税を除く）	(ヘ)	6	10.30%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	4	25.00%	(ヘ)	10	11.00%
ト) 所得控除を全般的に見直し、可能な限り所得控除を税額控除に改める。	(ト)	13	22.40%	(ト)	5	29.40%	(ト)	2	12.50%	(ト)	20	22.00%
チ) 所得の増加に応じて諸控除を遡減又は消失させる所得控除を導入する。	(チ)	4	6.90%	(チ)	1	5.90%	(チ)	2	12.50%	(チ)	7	7.70%
リ) 低所得者対策として、税額控除方式（給付も含め）を導入する。	(リ)	10	17.20%	(リ)	4	23.50%	(リ)	3	18.80%	(リ)	17	18.70%
ヌ) その他（具体的にご記入ください）	(ヌ)	3	5.20%	(ヌ)	0	0.00%	(ヌ)	0	0.00%	(ヌ)	3	3.30%
<b>2. 相続税・贈与税</b>												
<b>【問19】 相続税</b>												
相続税については、平成初頭からその課税割合等が低下してきたなか、平成25年度税制改正において相続税の基礎控除が大幅に引き下げられたことから、以後は格差是正が一定程度図られています。現行の相続税についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 相続税の税率を引き上げる。	(イ)	5	8.60%	(イ)	4	23.50%	(イ)	5	31.30%	(イ)	14	15.40%
ロ) 相続税の基礎控除を引き下げる。	(ロ)	3	5.20%	(ロ)	3	17.70%	(ロ)	2	12.50%	(ロ)	8	8.80%
ハ) 相続税の税率を引き下げる。	(ハ)	3	5.20%	(ハ)	1	5.90%	(ハ)	1	6.30%	(ハ)	5	5.50%
ニ) 相続税の基礎控除を引き上げる。	(ニ)	7	12.10%	(ニ)	3	17.70%	(ニ)	3	18.80%	(ニ)	13	14.30%
ホ) 現行のままでよい。	(ホ)	41	70.70%	(ホ)	8	47.10%	(ホ)	7	43.80%	(ホ)	56	61.50%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	3	5.20%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	1	6.30%	(ヘ)	4	4.40%
<b>【問20】 贈与税の非課税措置</b>												
贈与税については、高齢化に伴う資産移転の時期が遅くなったことを受け、住宅取得等資金、教育資金及び結婚・子育て資金の贈与に係る非課税措置が手当てされています。一方で、格差固定を防止する観点からさらなる課税強化が令和3年度改正で加えられています。贈与税の非課税措置についてどのように考えますか。												
イ) 政策目的として導入されており、意義があるため積極的に拡充する。	(イ)	21	36.20%	(イ)	4	23.50%	(イ)	2	12.50%	(イ)	27	29.70%
ロ) 政策目的として導入されているが、租税原則上好ましくないため、縮小・廃止する。	(ロ)	4	6.90%	(ロ)	7	41.20%	(ロ)	5	31.30%	(ロ)	16	17.60%
ハ) 現行のままでよい。	(ハ)	29	50.00%	(ハ)	5	29.40%	(ハ)	7	43.80%	(ハ)	41	45.10%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	2	3.50%	(ニ)	0	0.00%	(ニ)	2	12.50%	(ニ)	4	4.40%
<b>【問21】 事業承継税制</b>												
我が国の中小企業の経営の円滑な承継を促進する目的から、平成21年度税制改正において事業承継税制が導入されました。これは、事業承継をする後継者が特定の要件を満たすことで相続税・贈与税が猶予及び免除される制度であり、平成30年度税制改正において一部要件の緩和などの見直し図られました。また、令和元年度税制改正において個人事業者の事業承継税制も導入されています。我が国の事業承継税制についてどのように考えますか。												
イ) 事業承継税制を拡充する。	(イ)	28	48.30%	(イ)	6	35.30%	(イ)	6	37.50%	(イ)	40	44.00%
ロ) 事業承継税制を縮小（廃止を含む）する。	(ロ)	0	0.00%	(ロ)	2	11.80%	(ロ)	4	25.00%	(ロ)	6	6.60%
ハ) 現行のままでよい。	(ハ)	27	46.60%	(ハ)	8	47.10%	(ハ)	5	31.30%	(ハ)	40	44.00%

ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ) 1 1.70%	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 1 6.30%	(ニ) 2 2.20%
<b>3. 法人税</b>				
<b>(1) 法人実効税率と課税ベース</b>				
<b>【問22】 法人税改革</b>				
法人課税については、近年の税制改革の中、税収中立の下で、課税ベースを拡大しつつ、実効税率の引き下げが図られ、令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置や研究開発税制の見直し、株式を対価としたM&Aの課税繰延措置などが講じられています。昨今の法人税改革について重要と考えるものを3つ以内で選択してください。				
イ) 法人実効税率	(イ) 21 36.20%	(イ) 6 35.30%	(イ) 4 25.00%	(イ) 31 34.10%
ロ) 課税ベース	(ロ) 8 13.80%	(ロ) 5 29.40%	(ロ) 4 25.00%	(ロ) 17 18.70%
ハ) 研究開発等投資促進税制	(ハ) 21 36.20%	(ハ) 5 29.40%	(ハ) 2 12.50%	(ハ) 28 30.80%
ニ) 納税環境 (電子申告・電子納税等)	(ニ) 13 22.40%	(ニ) 4 23.50%	(ニ) 4 25.00%	(ニ) 21 23.10%
ホ) グループ法人税制	(ホ) 3 5.20%	(ホ) 0 0.00%	(ホ) 1 6.30%	(ホ) 4 4.40%
ヘ) グループ通算制度 (旧連結納税制度)	(ヘ) 21 36.20%	(ヘ) 6 35.30%	(ヘ) 3 18.80%	(ヘ) 30 33.00%
ト) 組織再編税制 (国内)	(ト) 2 3.50%	(ト) 2 11.80%	(ト) 1 6.30%	(ト) 5 5.50%
チ) 組織再編税制 (クロスボーダー)	(チ) 4 6.90%	(チ) 1 5.90%	(チ) 3 18.80%	(チ) 8 8.80%
リ) 事業体課税	(リ) 2 3.50%	(リ) 0 0.00%	(リ) 2 12.50%	(リ) 4 4.40%
ヌ) 役員給与等	(ヌ) 1 1.70%	(ヌ) 0 0.00%	(ヌ) 1 6.30%	(ヌ) 2 2.20%
ル) 欠損金	(ル) 12 20.70%	(ル) 5 29.40%	(ル) 2 12.50%	(ル) 19 20.90%
ヲ) 損金経理要件	(ヲ) 3 5.20%	(ヲ) 1 5.90%	(ヲ) 1 6.30%	(ヲ) 5 5.50%
ワ) 引当金制度	(ワ) 2 3.50%	(ワ) 1 5.90%	(ワ) 3 18.80%	(ワ) 6 6.60%
カ) 受取配当の益金不算入割合	(カ) 6 10.30%	(カ) 0 0.00%	(カ) 0 0.00%	(カ) 6 6.60%
ヨ) 企業年金等の積立金に係る特別法人税	(ヨ) 0 0.00%	(ヨ) 0 0.00%	(ヨ) 0 0.00%	(ヨ) 0 0.00%
タ) 租税条約	(タ) 1 1.70%	(タ) 0 0.00%	(タ) 2 12.50%	(タ) 3 3.30%
レ) 移転価格税制	(レ) 10 17.20%	(レ) 2 11.80%	(レ) 4 25.00%	(レ) 16 17.60%
ソ) 外国子会社合算税制 (タックスヘイブン税制)	(ソ) 19 32.80%	(ソ) 5 29.40%	(ソ) 1 6.30%	(ソ) 25 27.50%
ツ) 外国税額控除制度	(ツ) 1 1.70%	(ツ) 0 0.00%	(ツ) 0 0.00%	(ツ) 1 1.10%
ネ) 過少資本税制、過大支払利息等	(ネ) 0 0.00%	(ネ) 0 0.00%	(ネ) 0 0.00%	(ネ) 0 0.00%
ナ) その他 (具体的にご記入ください)	(ナ) 1 1.70%	(ナ) 1 5.90%	(ナ) 1 6.30%	(ナ) 3 3.30%
<b>【問23】 実効税率と企業行動</b>				
我が国の法人実効税率は、29.74% (国税+地方税<標準>) です。下記のように諸外国と比較して、税率が高い場合に、日本の法人実効税率は企業行動にどのような影響を与えますか。				
(参考) 法人の実効税率 (2021.1月現在) アメリカ27.98% (加州の実効税率), フランス26.50%, ドイツ29.93%, イギリス19.00%, 中国25%, 韓国27.5% (所得3000億ウォン超)				
(注) 日本の法人実効税率は、平成30~令和3年度適用の税率 (28・29年度は29.97%)。上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。				
イ) 日本企業の配当、財務体質、企業活力を弱める原因となっている。	(イ) 9 15.50%	(イ) 2 11.80%	(イ) 0 0.00%	(イ) 11 12.10%
ロ) 国際的に見ると、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている。	(ロ) 26 44.80%	(ロ) 10 58.80%	(ロ) 4 25.00%	(ロ) 40 44.00%
ハ) 本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合に重要な判断の要素の一つとなっている。	(ハ) 10 17.20%	(ハ) 2 11.80%	(ハ) 6 37.50%	(ハ) 18 19.80%

ニ) 市場開発, 需要サイド, 製品の品質等の供給サイド等多くの要素を総合的に勘案しており, 法人実効税率が少し高いからと言っても大きな障害とはならない。	(ニ)	10	17.20%	(ニ)	2	11.80%	(ニ)	6	37.50%	(ニ)	18	19.80%
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ)	1	1.70%	(ホ)	1	5.90%	(ホ)	0	0.00%	(ホ)	2	2.20%
<b>【問24】 法人税の企業への影響の変化</b>												
ここ数年において (10年前と比較して), 企業行動における, 法人税の影響は高まったと感じますか。												
イ) 影響が高まっている。	(イ)	33	56.90%	(イ)	12	70.60%	(イ)	8	50.00%	(イ)	53	58.20%
ロ) 影響に変化はない。	(ロ)	22	37.90%	(ロ)	4	23.50%	(ロ)	5	31.30%	(ロ)	31	34.10%
ハ) 影響が低下している。	(ハ)	1	1.70%	(ハ)	0	0.00%	(ハ)	3	18.80%	(ハ)	4	4.40%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ)	1	1.70%	(ニ)	0	0.00%	(ニ)	0	0.00%	(ニ)	1	1.10%
<b>【問25】 法人実効税率の水準について</b>												
平成28年度税制改正により, 法人実効税率は平成28・29年度には29.97%, 平成30年度から29.74%に引き下げられました (平成26年度は34.62%, 平成27年度は32.11%)。一方で, 米国バイデン政権の税制改革をはじめとした各国の実効税率を見直す動きが見受けられ, 2021年6月のG7では最低法人税率を15%以上とするコミュニケが採択されています。地方税を含めた日本の法人実効税率の水準についてどのように考えますか。												
イ) 15%程度まで引き下げたほうがよい。	(イ)	3	5.20%	(イ)	0	0.00%	(イ)	0	0.00%	(イ)	3	3.30%
ロ) 20%程度まで引き下げたほうがよい。	(ロ)	5	8.60%	(ロ)	0	0.00%	(ロ)	0	0.00%	(ロ)	5	5.50%
ハ) 25%程度まで引き下げたほうがよい。	(ハ)	30	51.70%	(ハ)	10	58.80%	(ハ)	4	25.00%	(ハ)	44	48.40%
ニ) 現行水準でよい。	(ニ)	14	24.10%	(ニ)	4	23.50%	(ニ)	11	68.80%	(ニ)	29	31.90%
ホ) 35%程度まで引き上げたほうがよい。	(ホ)	0	0.00%									
ヘ) 40%程度まで引き上げたほうがよい。	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	1	6.30%	(ヘ)	1	1.10%
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト)	5	8.60%	(ト)	2	11.80%	(ト)	0	0.00%	(ト)	7	7.70%
<b>【問26】 課税ベースの拡大</b>												
税制改正において, 法人税率の引き下げに合わせて, 課税ベースが拡大されてきています。また, 国際的にも法人税率の引き下げとともに, 課税ベースの拡大や他の税目での税収確保が行われてきました。課税ベースのあり方をどのように考えますか。												
イ) 我が国は, 海外と比較して政策減税の割合は少なく, 成長分野の育成のためには, もっと積極的に政策減税を行なうべきであり, 課税ベースが狭くなることもやむを得ない。	(イ)	4	6.90%	(イ)	0	0.00%	(イ)	2	12.50%	(イ)	6	6.60%
ロ) 過去の改正時に, 課税ベースの拡大を実施してきた結果, 諸外国に比しても課税ベースは広くなっており, 国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば, さらに課税ベースを広げることは好ましくない。	(ロ)	34	58.60%	(ロ)	11	64.70%	(ロ)	1	6.30%	(ロ)	46	50.60%
ハ) 税率を引き下げるときには, 財政状況にも鑑みて, 課税ベースを広げることもやむを得ない。	(ハ)	4	6.90%	(ハ)	3	17.70%	(ハ)	8	50.00%	(ハ)	15	16.50%
ニ) 租税特別措置等の政策税制は, 研究開発税制, グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化, 他は廃止することにより適正化し, 一部課税ベースを広げる。	(ニ)	11	19.00%	(ニ)	2	11.80%	(ニ)	3	18.80%	(ニ)	16	17.60%
ホ) 租税特別措置等の政策減税は, 課税の公平原則に反するため, 法人実効税率を下げるに際して, 廃止する。	(ホ)	1	1.70%	(ホ)	0	0.00%	(ホ)	1	6.30%	(ホ)	2	2.20%
ヘ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヘ)	2	3.50%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	1	6.30%	(ヘ)	3	3.30%

<p><b>【問27】 受取配当等益金不算入</b>          法人が受取る配当等については、持ち株割合が3分の1超の株式配当の場合はその全額、3分の1以下5%超の場合はその50%、5%以下の場合にはその20%を益金不算入となっています。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えますか。</p> <p>イ) 支配関係を目的とした株式保有と資産運用を目的とした株式保有とは明確に異なることから、後者に対する現行制度の益金不算入割合の制限はやむを得ない。</p> <p>ロ) 受取配当等は経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当等を益金算入することは法人税法の在り方にかかわる問題であり、慎重に扱う。</p> <p>ハ) 欧米諸国と比較して、資産運用目的の株式に対する受取配当等については、現行でも日本は二重課税となっているので、これ以上に縮小することには反対である。</p> <p>ニ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(イ) 4 6.90%	(イ) 3 17.70%	(イ) 7 43.80%	(イ) 14 15.40%
	(ロ) 45 77.60%	(ロ) 13 76.50%	(ロ) 7 43.80%	(ロ) 65 71.40%
	(ハ) 7 12.10%	(ハ) 1 5.90%	(ハ) 2 12.50%	(ハ) 10 11.00%
	(ニ) 1 1.70%	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 1 1.10%
<p><b>【問28】 繰越欠損金の損金算入の見直し</b>          大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入割合が引き下げ（平成27年度に所得の65%、28年度60%、29年度55%、30年度50%）られました。日本企業の特徴として赤字企業が極めて大きな割合を占めています。このような繰越欠損金の損金算入制度についてどのように考えますか。（複数回答可）</p> <p>イ) 繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は大きすぎる。</p> <p>ロ) 繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は妥当である。</p> <p>ハ) 繰越欠損金の損金算入割合について、現行制度は小さすぎる。</p> <p>ニ) 長期間での税負担の平準化を図る観点から、欠損金の繰越期間は超長期間にする。</p> <p>ホ) 欠損金の繰越期間（10年）は、会社法等の帳簿保存期間の規定が10年であることなどから妥当である。</p> <p>ヘ) その他（具体的にご記入ください）</p>	(イ) 2 3.50%	(イ) 0 0.00%	(イ) 4 25.00%	(イ) 6 6.60%
	(ロ) 10 17.20%	(ロ) 3 17.70%	(ロ) 6 37.50%	(ロ) 19 20.90%
	(ハ) 25 43.10%	(ハ) 9 52.90%	(ハ) 2 12.50%	(ハ) 36 39.60%
	(ニ) 29 50.00%	(ニ) 8 47.10%	(ニ) 2 12.50%	(ニ) 39 42.90%
	(ホ) 3 5.20%	(ホ) 4 23.50%	(ホ) 4 25.00%	(ホ) 11 12.10%
	(ヘ) 4 6.90%	(ヘ) 1 5.90%	(ヘ) 0 0.00%	(ヘ) 5 5.50%
<p><b>【問29】 中小法人税制の見直し</b>          法人税法上、中小法人は資本金が1億円以下の法人をいい、全法人の99%が該当します。中小法人については多くの税制上の特例措置がなされています。中小法人に対する法人税率（国税）は、原則23.2%（令和3年度）ですが、800万円以下の所得に対しては軽減税率19%が適用、さらに租税特別措置により15%に軽減されています。令和3年度改正においても中小企業支援に関する手当が行われました。中小法人の範囲、税率、税制上の特例措置についてどのように考えますか。（複数回答可）</p> <p>イ) 中小法人は、地域の経済社会・雇用を支える重要な存在であり、課税強化には、慎重を要する。</p> <p>ロ) 高所得の中小法人が税制上の特例を受けていることはさらに見直す。</p>	(イ) 27 46.60%	(イ) 2 11.80%	(イ) 5 31.30%	(イ) 34 37.40%
	(ロ) 18 31.00%	(ロ) 10 58.80%	(ロ) 9 56.30%	(ロ) 37 40.70%

ハ) 中小法人の軽減税率15%は個人所得税の税率との比較においても低いことから、見直す。	(ハ)	4	6.90%	(ハ)	2	11.80%	(ハ)	2	12.50%	(ハ)	8	8.80%
ニ) 中小法人と個人事業者との選択に歪みが生じないように税制を見直す。	(ニ)	14	24.10%	(ニ)	4	23.50%	(ニ)	6	37.50%	(ニ)	24	26.40%
ホ) 中小法人の要件を見直す。	(ホ)	5	8.60%	(ホ)	3	17.70%	(ホ)	6	37.50%	(ホ)	14	15.40%
ヘ) 中小法人に関しては法人税は課さず、個人の出資者に直接課税する簡素な制度の導入を検討する。	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	2	12.50%	(ヘ)	2	2.20%
ト) その他（具体的にご記入ください）	(ト)	1	1.70%	(ト)	1	5.90%	(ト)	0	0.00%	(ト)	2	2.20%
<b>【問30】 研究開発等投資促進税制</b>												
第二次安倍政権から現在の菅政権においては、研究開発の質を向上させ、積極的な研究開発投資を促す観点から、オープンイノベーション型及び総額型の研究開発税制について、積極的に見直しが行われています。租税特別措置における研究開発税制について、どのように考えますか。												
イ) 研究開発税制は、我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、適用対象範囲なども含め積極的に拡充する。	(イ)	18	31.00%	(イ)	6	35.30%	(イ)	4	25.00%	(イ)	28	30.80%
ロ) 知的財産由来の収益に軽減税率を適用するパテントボックスやイノベーションボックスなどの税制を新規に導入する。	(ロ)	5	8.60%	(ロ)	2	11.80%	(ロ)	1	6.30%	(ロ)	8	8.80%
ハ) 研究開発税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、現行制度を本則化し恒久的な税制とする。	(ハ)	14	24.10%	(ハ)	4	23.50%	(ハ)	3	18.80%	(ハ)	21	23.10%
ニ) 研究開発税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、現行制度を継続する。	(ニ)	9	15.50%	(ニ)	1	5.90%	(ニ)	4	25.00%	(ニ)	14	15.40%
ホ) 研究開発税制は、制度拡充に伴い複雑化が進んでおり、簡素化を図る。	(ホ)	6	10.30%	(ホ)	3	17.70%	(ホ)	4	25.00%	(ホ)	13	14.30%
ヘ) 現行の研究開発税制は、特別な措置期間が経過すれば、初期の目的を終えたことから廃止する。	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	0	0.00%
ト) 研究開発税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止する。	(ト)	2	3.50%	(ト)	0	0.00%	(ト)	0	0.00%	(ト)	2	2.20%
チ) その他（具体的にご記入ください）	(チ)	3	5.20%	(チ)	0	0.00%	(チ)	0	0.00%	(チ)	3	3.30%
<b>【問31】 特別試験研究費税額控除制度</b>												
大学、国の研究機関、他企業等との共同研究及び委託研究等、オープンイノベーションに関する税制上のインセンティブ措置である特別試験研究費税額控除制度が平成5年度税制改正で創設され、その後、支援対象の拡大、一部の控除率引上げ及び控除上限の引上げ等の改正が行われています。同制度について望むことは何ですか。とくに重要だと思われるものを3つまであげてください。なお、活用予定がない場合は、チ)とお答えください。												
イ) 税額控除額等のインセンティブの拡大	(イ)	16	27.60%	(イ)	4	23.50%	(イ)	5	31.30%	(イ)	25	27.50%
ロ) パートナーとなる相手方（大学等）に対するインセンティブの拡大	(ロ)	15	25.90%	(ロ)	5	29.40%	(ロ)	2	12.50%	(ロ)	22	24.20%
ハ) 特別研究機関等範囲の拡大	(ハ)	7	12.10%	(ハ)	1	5.90%	(ハ)	2	12.50%	(ハ)	10	11.00%
ニ) 契約に記載すべき事項等の簡素化	(ニ)	20	34.50%	(ニ)	6	35.30%	(ニ)	3	18.80%	(ニ)	29	31.90%
ホ) 特別試験研究費の額の算定方法の簡素化	(ホ)	18	31.00%	(ホ)	6	35.30%	(ホ)	6	37.50%	(ホ)	30	33.00%
ヘ) 特別試験研究費の額の認定、監査及び確認手続きの簡素化	(ヘ)	32	55.20%	(ヘ)	12	70.60%	(ヘ)	2	12.50%	(ヘ)	46	50.60%
ト) 現行制度の維持	(ト)	3	5.20%	(ト)	1	5.90%	(ト)	2	12.50%	(ト)	6	6.60%

チ) 活用予定なし	(チ) 7 12.10%	(チ) 2 11.80%	(チ) 5 31.30%	(チ) 14 15.40%
リ) その他 (具体的にご記入ください)	(リ) 3 5.20%	(リ) 1 5.90%	(リ) 0 0.00%	(リ) 4 4.40%
<b>(2) 法人関連税制</b>				
<b>【問32】 連結納税制度の改正</b>				
令和2年度改正では、制度の簡素化とグループ経営の効率化に資する環境整備の観点から連結納税制度が見直され、損益通算等の調整を行いつつグループ内の各法人が個別に申告するグループ通算制度に改められ、経過措置を講じた上で、令和4年4月1日開始事業年度から適用が始まります。この新たな制度について、どのように考えますか。(複数回答可)				
イ) 事務負担減が予想される。	(イ) 6 10.30%	(イ) 1 5.90%	(イ) 2 12.50%	(イ) 9 9.90%
ロ) 事務負担増が予想される	(ロ) 13 22.40%	(ロ) 4 23.50%	(ロ) 3 18.80%	(ロ) 20 22.00%
ハ) グループ通算制度はまだ適用を開始していないので、わからない	(ハ) 17 29.30%	(ハ) 1 5.90%	(ハ) 6 37.50%	(ハ) 24 26.40%
ニ) グループ通算制度において法人事業税、法人住民税への導入を検討して欲しい	(ニ) 14 24.10%	(ニ) 7 41.20%	(ニ) 6 37.50%	(ニ) 27 29.70%
ホ) グループ通算制度においてさらなる連結納税適用対象法人範囲の見直しが必要	(ホ) 5 8.60%	(ホ) 4 23.50%	(ホ) 3 18.80%	(ホ) 12 13.20%
ヘ) 子法人の連結前欠損金の持込制限の緩和・廃止が必要	(ヘ) 11 19.00%	(ヘ) 5 29.40%	(ヘ) 2 12.50%	(ヘ) 18 19.80%
ト) 適用開始・加入時における資産の時価評価課税の緩和が必要	(ト) 12 20.70%	(ト) 3 17.70%	(ト) 1 6.30%	(ト) 16 17.60%
チ) 子法人の離脱に伴う投資簿価修正の見直しが必要	(チ) 16 27.60%	(チ) 4 23.50%	(チ) 1 6.30%	(チ) 21 23.10%
リ) その他 (具体的にご記入ください)	(リ) 8 13.80%	(リ) 4 23.50%	(リ) 0 0.00%	(リ) 12 13.20%
<b>(3) 企業会計と法人税法との乖離</b>				
<b>【問33】 企業会計と法人税法との乖離</b>				
企業会計の国際会計基準への接近に伴い企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされていますが、次の項目のうち乖離が大きくなると思われるのはどの項目と考えますか。(複数回答可)				
イ) 棚卸資産	(イ) 6 10.30%	(イ) 1 5.90%	(イ) 0 0.00%	(イ) 7 7.70%
ロ) 収益認識基準	(ロ) 19 32.80%	(ロ) 5 29.40%	(ロ) 3 18.80%	(ロ) 27 29.70%
ハ) リース取引	(ハ) 10 17.20%	(ハ) 1 5.90%	(ハ) 0 0.00%	(ハ) 11 12.10%
ニ) 工事契約	(ニ) 4 6.90%	(ニ) 1 5.90%	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 5 5.50%
ホ) 有形固定資産	(ホ) 17 29.30%	(ホ) 3 17.70%	(ホ) 4 25.00%	(ホ) 24 26.40%
ヘ) 資産の減損	(ヘ) 34 58.60%	(ヘ) 12 70.60%	(ヘ) 7 43.80%	(ヘ) 53 58.20%
ト) 無形資産	(ト) 17 29.30%	(ト) 4 23.50%	(ト) 6 37.50%	(ト) 27 29.70%
チ) 金融商品	(チ) 13 22.40%	(チ) 4 23.50%	(チ) 1 6.30%	(チ) 18 19.80%
リ) 関連会社投資、投資不動産	(リ) 4 6.90%	(リ) 0 0.00%	(リ) 2 12.50%	(リ) 6 6.60%
ス) 繰延資産	(ス) 6 10.30%	(ス) 2 11.80%	(ス) 2 12.50%	(ス) 10 11.00%
ル) 引当金、偶発債務、偶発資産	(ル) 23 39.70%	(ル) 7 41.20%	(ル) 3 18.80%	(ル) 33 36.30%
ヲ) 企業結合	(ヲ) 10 17.20%	(ヲ) 5 29.40%	(ヲ) 1 6.30%	(ヲ) 16 17.60%
ワ) 負債と資本との区分	(ワ) 4 6.90%	(ワ) 0 0.00%	(ワ) 4 25.00%	(ワ) 8 8.80%
カ) 非上場企業会計	(カ) 0 0.00%	(カ) 0 0.00%	(カ) 3 18.80%	(カ) 3 3.30%
ヨ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヨ) 2 3.50%	(ヨ) 1 5.90%	(ヨ) 1 6.30%	(ヨ) 4 4.40%
<b>【問34】 確定決算主義</b>				
確定決算主義の今後の課題として、どのように考えますか。				
イ) 企業会計と税務会計の乖離が拡大し、事務処理が一層煩雑になっていることから、確定決算主義を廃止する。	(イ) 3 5.20%	(イ) 1 5.90%	(イ) 1 6.30%	(イ) 5 5.50%
ロ) 所得計算の妥当性を確保しつつ納税コストを節約する観点から、確定決算主義を維持する。	(ロ) 17 29.30%	(ロ) 7 41.20%	(ロ) 12 75.00%	(ロ) 36 39.60%

ハ) 実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行う。	(ハ)	36	62.10%	(ハ)	9	52.90%	(ハ)	3	18.80%	(ハ)	48	52.80%
ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ)	1	1.70%	(ニ)	0	0.00%	(ニ)	0	0.00%	(ニ)	1	1.10%
<b>(4) 税制の予測可能性</b>												
<b>【問35】 課税上の取扱いや税負担に関する予測可能性</b>												
実務を行う上で不透明であったり、特に予測可能性を高めるべき領域がありますか。(複数回答可)												
イ) グループ法人税制	(イ)	1	1.70%	(イ)	0	0.00%	(イ)	1	6.30%	(イ)	2	2.20%
ロ) グループ通算制度 (旧連結納税制度)	(ロ)	12	20.70%	(ロ)	3	17.70%	(ロ)	1	6.30%	(ロ)	16	17.60%
ハ) 組織再編税制 (国内)	(ハ)	5	8.60%	(ハ)	3	17.70%	(ハ)	4	25.00%	(ハ)	12	13.20%
ニ) 組織再編税制 (クロスボーダー)	(ニ)	25	43.10%	(ニ)	11	64.70%	(ニ)	2	12.50%	(ニ)	38	41.80%
ホ) 事業体課税	(ホ)	3	5.20%	(ホ)	1	5.90%	(ホ)	3	18.80%	(ホ)	7	7.70%
ヘ) 研究開発税制	(ヘ)	3	5.20%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	2	12.50%	(ヘ)	5	5.50%
ト) 役員給与等	(ト)	1	1.70%	(ト)	0	0.00%	(ト)	6	37.50%	(ト)	7	7.70%
チ) 欠損金	(チ)	1	1.70%	(チ)	0	0.00%	(チ)	0	0.00%	(チ)	1	1.10%
リ) 解散・清算の税務	(リ)	7	12.10%	(リ)	2	11.80%	(リ)	1	6.30%	(リ)	10	11.00%
ス) 国内源泉所得・国外源泉所得	(ス)	6	10.30%	(ス)	1	5.90%	(ス)	6	37.50%	(ス)	13	14.30%
ル) 恒久的施設 (PE)	(ル)	12	20.70%	(ル)	6	35.30%	(ル)	3	18.80%	(ル)	21	23.10%
ヲ) 無形資産	(ヲ)	10	17.20%	(ヲ)	2	11.80%	(ヲ)	4	25.00%	(ヲ)	16	17.60%
ワ) 外国税額控除制度	(ワ)	10	17.20%	(ワ)	3	17.70%	(ワ)	0	0.00%	(ワ)	13	14.30%
カ) 外国子会社合算税制 (タックスヘイブン対策税制)	(カ)	38	65.50%	(カ)	9	52.90%	(カ)	2	12.50%	(カ)	49	53.90%
ヨ) 移転価格税制	(ヨ)	36	62.10%	(ヨ)	7	41.20%	(ヨ)	5	31.30%	(ヨ)	48	52.80%
タ) 過少資本税制, 過大支払利子等	(タ)	0	0.00%	(タ)	0	0.00%	(タ)	0	0.00%	(タ)	0	0.00%
レ) その他 (具体的にご記入ください)	(レ)	4	6.90%	(レ)	0	0.00%	(レ)	1	6.30%	(レ)	5	5.50%
<b>4. 国際課税</b>												
<b>【問36】 租税条約</b>												
近年、税務当局間の国際的なネットワークの拡充が進展しており、多数の二国間租税条約の改定や新規締結が続き、また税務行政執行共助条約とBEPS防止措置実施条約(MLI)が発効しています。租税条約について、優先度の高い改善項目はどれでしょうか。(複数回答可)												
イ) 投資交流の活発化が見込まれる国や地域との新規締結, 改定の促進	(イ)	23	39.70%	(イ)	7	41.20%	(イ)	3	18.80%	(イ)	33	36.30%
ロ) 源泉地国課税の減免等の促進	(ロ)	30	51.70%	(ロ)	8	47.10%	(ロ)	2	12.50%	(ロ)	40	44.00%
ハ) 恒久的施設の認定と帰属する利得の計算の明確化	(ハ)	18	31.00%	(ハ)	5	29.40%	(ハ)	5	31.30%	(ハ)	28	30.80%
ニ) 多様な事業体・投資媒体に関する取扱いの明確化	(ニ)	11	19.00%	(ニ)	3	17.70%	(ニ)	6	37.50%	(ニ)	20	22.00%
ホ) 租税条約の濫用を防止するための規定の整備	(ホ)	4	6.90%	(ホ)	1	5.90%	(ホ)	3	18.80%	(ホ)	8	8.80%
ヘ) 租税条約への仲裁制度の導入	(ヘ)	11	19.00%	(ヘ)	3	17.70%	(ヘ)	1	6.30%	(ヘ)	15	16.50%
ト) 租税条約の適用手続きの簡素化	(ト)	29	50.00%	(ト)	9	52.90%	(ト)	4	25.00%	(ト)	42	46.20%
チ) 多国間租税条約 (BEPS防止措置実施条約を含む) の一層の促進	(チ)	13	22.40%	(チ)	1	5.90%	(チ)	4	25.00%	(チ)	18	19.80%
リ) 税務行政執行共助 (情報交換を含む) の一層の促進	(リ)	2	3.50%	(リ)	1	5.90%	(リ)	4	25.00%	(リ)	7	7.70%
ス) その他 (具体的にご記入ください)	(ス)	2	3.50%	(ス)	0	0.00%	(ス)	1	6.30%	(ス)	3	3.30%

<p><b>【問37】 移転価格税制</b></p> <p>BEPS最終報告書を踏まえ、移転価格税制では文書化や無形資産に係る事項を中心に見直しが必要とされ、特に無形資産取引に関し、割引現在価値等の評価技法や、予測と乖離する結果を基に課税する場合の根拠規定などが整備されました。我が国の移転価格税制について、今後改正すべき項目はどれでしょうか。(複数回答可)</p>												
イ) 事前確認制度、事前相談体制の強化	(イ)	17	29.30%	(イ)	6	35.30%	(イ)	7	43.80%	(イ)	30	33.00%
ロ) 相互協議の円滑な推進	(ロ)	24	41.40%	(ロ)	11	64.70%	(ロ)	3	18.80%	(ロ)	38	41.80%
ハ) 文書化等に関する事務負担の軽減	(ハ)	43	74.10%	(ハ)	10	58.80%	(ハ)	7	43.80%	(ハ)	60	65.90%
ニ) 国別報告書等を含む文書化に関して記載すべき内容の具体化、明確化	(ニ)	9	15.50%	(ニ)	5	29.40%	(ニ)	2	12.50%	(ニ)	16	17.60%
ホ) 国外関連者基準50%以上を50%超に見直し	(ホ)	23	39.70%	(ホ)	1	5.90%	(ホ)	3	18.80%	(ホ)	27	29.70%
ヘ) 無形資産の範囲の一層の明確化	(ヘ)	16	27.60%	(ヘ)	3	17.70%	(ヘ)	4	25.00%	(ヘ)	23	25.30%
ト) 費用分担取決め(費用分担契約)に関する取扱いの明確化	(ト)	6	10.30%	(ト)	1	5.90%	(ト)	2	12.50%	(ト)	9	9.90%
チ) 役務提供取引に関する取扱いの明確化	(チ)	18	31.00%	(チ)	1	5.90%	(チ)	3	18.80%	(チ)	22	24.20%
リ) 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置(所謂所得相応性基準)の明確化	(リ)	5	8.60%	(リ)	3	17.70%	(リ)	3	18.80%	(リ)	11	12.10%
ス) DCF法の適用に関する指針と具体例の公表	(ス)	9	15.50%	(ス)	1	5.90%	(ス)	5	31.30%	(ス)	15	16.50%
ル) 移転価格税制における税務コンプライアンスに関する取組の運用改善	(ル)	2	3.50%	(ル)	0	0.00%	(ル)	3	18.80%	(ル)	5	5.50%
ヲ) その他(具体的にご記入ください)	(ヲ)	2	3.50%	(ヲ)	0	0.00%	(ヲ)	1	6.30%	(ヲ)	3	3.30%
<p><b>【問38】 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)</b></p> <p>我が国の外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)は、平成29年度改正で、従来の仕組みを活かしつつも、取引ごとの判定のウェートを高め、租税回避防止立法としての趣旨の明確化が図られました。その後、国税庁からの通達やQ&amp;Aの公表があったほか、令和2年度改正まで部分的な修正が行われてきています。現行制度に関し、どのような評価や問題関心を持っていますか(複数回答可)</p>												
イ) 企業の健全な海外展開を促進しつつ、公平な競争条件を損なう租税回避には従来よりも効果的に対応できることから大いに評価できる。	(イ)	0	0.00%	(イ)	0	0.00%	(イ)	2	12.50%	(イ)	2	2.20%
ロ) 評価できるが、判定方法や対象範囲、計算方法など制度上の改善点は依然として多いと感じる。	(ロ)	21	36.20%	(ロ)	7	41.20%	(ロ)	8	50.00%	(ロ)	36	39.60%
ハ) 従来の仕組みを活かしてはいるものの、制度は複雑化しており、予測可能性や事務負担の面での一層の改善(さらなる通達・指針等の公表を含む)を望みたい。	(ハ)	38	65.50%	(ハ)	13	76.50%	(ハ)	7	43.80%	(ハ)	58	63.70%
ニ) 特定外国関係会社や対象外国関係会社の定義が広く、主体単位の課税と取引単位の課税が共に用意されるなど、課税の強化を図りすぎていると感じる。	(ニ)	21	36.20%	(ニ)	4	23.50%	(ニ)	0	0.00%	(ニ)	25	27.50%
ホ) 諸外国では税負担の引き下げが行われており、外国子会社合算税制の適用について、海外展開を行う我が国企業にとっては引き続き注視しなければならない状況にある。	(ホ)	28	48.30%	(ホ)	12	70.60%	(ホ)	3	18.80%	(ホ)	43	47.30%
ヘ) その他(具体的にご記入ください)	(ヘ)	5	8.60%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	5	5.50%

【問39】 BEPS				
<p>BEPS最終報告書について、我が国でもこの成果を国内法又は租税条約に反映する取り組みが進められてきました。これまでの経緯や現状、課題について、意見や要望はありますか。(複数回答可)</p>				
イ) 我が国が模範を示すべく率先して最終報告書の成果を反映する取り組みを進めてきているのは評価できる。今後は、諸外国で同様の取り組みが進展するよう働きかけを維持・強化していく。	(イ) 8 13.80%	(イ) 1 5.90%	(イ) 6 37.50%	(イ) 15 16.50%
ロ) 最近の改正により、不明確・不透明な分野が増えており、予測可能性と法的安定性を高めるための法令・執行上のさらなる対応が求められている。	(ロ) 25 43.10%	(ロ) 6 35.30%	(ロ) 6 37.50%	(ロ) 37 40.70%
ハ) 最近の改正は、企業の自由で活発な国際的取引や投資交流に悪影響を及ぼすことのないように、関係各国の動向や民間部門の意見を反映したものとなっており、基本的に評価できる。	(ハ) 8 13.80%	(ハ) 2 11.80%	(ハ) 1 6.30%	(ハ) 11 12.10%
ニ) デジタル経済への対応を除けば、最終報告書を反映する改正は、平成31年度の改正をもって一段落ついたと考えるべきである。義務的開示制度などのさらなる措置の導入には賛成し難い。	(ニ) 23 39.70%	(ニ) 11 64.70%	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 34 37.40%
ホ) 租税条約の濫用への対処を実効性あるものにするため、国内法で一般的な租税回避防止規定を定める。	(ホ) 0 0.00%	(ホ) 2 11.80%	(ホ) 4 25.00%	(ホ) 6 6.60%
ヘ) その他(具体的にご記入ください) 今後は、日本企業のグローバルな展開や外国企業の国内向けの投資を支える税制上の環境整備にいっそう目を向ける。	(ヘ) 20 34.50%	(ヘ) 7 41.20%	(ヘ) 5 31.30%	(ヘ) 32 35.20%
ト) その他(具体的にご記入ください)	(ト) 4 6.90%	(ト) 0 0.00%	(ト) 1 6.30%	(ト) 5 5.50%
【問40】 デジタル経済への対応				
<p>OECD/G20では、BEPS最終報告書で合意に至らなかったデジタル経済の進展への対応について、BEPS包括的枠組みを立ち上げ、2020年10月には、第一の柱と第二の柱のそれぞれに関する「青写真」を示す報告書に加え、それらが税収や投資に及ぼす影響について分析した報告書を公表しています。2021年6月のG7財務相会合の声明では大枠の内容が支持され、合意に向けた努力は最終局面を迎えています。進展するデジタル経済への国際課税上の対応のあり方について、現時点でどのような印象や考えを持っていますか。(複数回答可)</p>				
イ) 新たな課税ルールを根拠づける基本原理が曖昧なまま合意形成が進んでいる印象があり、制度が首尾一貫したものとなるのかどうか、懸念が残る。	(イ) 21 36.20%	(イ) 6 35.30%	(イ) 5 31.30%	(イ) 32 35.20%
ロ) 第一の柱で検討されている、企業グループ全体の超過利益の一部を機械的に売上等に応じて市場国に配分する仕組みや、販売子会社等の収入の一部を機械的に市場国に割り当てる仕組みは、方向性としては基本的に賛同できる。	(ロ) 7 12.10%	(ロ) 3 17.70%	(ロ) 6 37.50%	(ロ) 16 17.60%
ハ) 第一の柱で検討されている上記の仕組みは、実務上または理論上問題が多く、現時点では賛同しがたい。	(ハ) 10 17.20%	(ハ) 2 11.80%	(ハ) 3 18.80%	(ハ) 15 16.50%

ニ) デジタルサービス税(DST)などの各国独自の措置は、第一の柱の合意後速やかに廃止されるべきである。	(ニ)	21	36.20%	(ニ)	8	47.10%	(ニ)	1	6.30%	(ニ)	30	33.00%
ホ) 第二の柱で検討されている、軽課税国所在の子会社の所得のうち所定の最低税率に達するまで親会社の国が課税する仕組みや、こうした軽課税国所在の子会社の所得に関し親会社の国が課税を取り戻す仕組みは、方向性としては基本的に賛同できる。	(ホ)	5	8.60%	(ホ)	2	11.80%	(ホ)	5	31.30%	(ホ)	12	13.20%
ヘ) 第二の柱で検討されている上記の仕組みは、タックス・ヘイブン対策税制などの既存の租税回避防止措置との重複が多いと感じており、現時点では賛同しがたい。	(ヘ)	19	32.80%	(ヘ)	6	35.30%	(ヘ)	1	6.30%	(ヘ)	26	28.60%
ト) 現時点では情報又は検討が不十分又は不確実でよく分からない。他国の対応や議論のさらなる進展を見守りたい。	(ト)	18	31.00%	(ト)	6	35.30%	(ト)	5	31.30%	(ト)	29	31.90%
チ) その他（具体的にご記入ください）	(チ)	9	15.50%	(チ)	2	11.80%	(チ)	1	6.30%	(チ)	12	13.20%
<b>5. 消費税</b>												
<b>(1)消費税率の引き上げと使途・軽減税率</b>												
<b>【問41】 消費税の引き上げの是非、引き上げ幅</b>												
将来的に消費税率は、どの程度の税率が妥当であると考えますか。												
(注) ここでの「将来的」とは、現在よりも高齢化率が高まる2030年頃を想定しております。2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、その5年後が2030年となります。												
(参考：標準税率 2021年11月現在)												
5%台湾、カナダ、7%シンガポール、タイ、スイス；10%韓国、オーストラリア、インドネシア；13%中国；16%メキシコ、イスラエル；18%トルコ；19%ドイツ；20%イギリス、フランス、オーストリア；21%ベルギー、スペイン、オランダ；22%イタリア；23%アイルランド、ポルトガル、ポーランド；24%フィンランド、ギリシャ；25%スウェーデン、デンマーク、ノルウェー												
イ) 消費税率を現行より引き下げる	(イ)	1	1.70%	(イ)	0	0.00%	(イ)	2	12.50%	(イ)	3	3.30%
ロ) 10%	(ロ)	14	24.10%	(ロ)	3	17.70%	(ロ)	2	12.50%	(ロ)	19	20.90%
ハ) 10～13%	(ハ)	7	12.10%	(ハ)	0	0.00%	(ハ)	1	6.30%	(ハ)	8	8.80%
ニ) 13～15%	(ニ)	18	31.00%	(ニ)	4	23.50%	(ニ)	6	37.50%	(ニ)	28	30.80%
ホ) 15～18%	(ホ)	5	8.60%	(ホ)	3	17.70%	(ホ)	2	12.50%	(ホ)	10	11.00%
ヘ) 20%	(ヘ)	5	8.60%	(ヘ)	5	29.40%	(ヘ)	2	12.50%	(ヘ)	12	13.20%
ト) 20%以上	(ト)	2	3.50%	(ト)	1	5.90%	(ト)	1	6.30%	(ト)	4	4.40%
チ) その他（具体的にご記入ください）	(チ)	4	6.90%	(チ)	0	0.00%	(チ)	0	0.00%	(チ)	4	4.40%
<b>【問42】 使途及び目的税化</b>												
税制抜本改革法上、消費税の収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされています。今後、消費税率のさらなる引き上げが行われたとき、消費税の使途はどのようにすべきと考えますか。												
イ) 社会保障以外の歳出を促してしまうことのないよう、使途は限定する必要がある。	(イ)	18	31.00%	(イ)	5	29.40%	(イ)	3	18.80%	(イ)	26	28.60%
ロ) 消費税の増税を国民に理解してもらうためには、現行の目的税化はやむを得ない。	(ロ)	20	34.50%	(ロ)	8	47.10%	(ロ)	5	31.30%	(ロ)	33	36.30%
ハ) 税の基本からすれば一般税であることが望ましく、使途の硬直化に繋がる危惧があるため目的税化には反対。	(ハ)	19	32.80%	(ハ)	3	17.70%	(ハ)	8	50.00%	(ハ)	30	33.00%

ニ) その他 (具体的にご記入ください)	(ニ)	0	0.00%									
<b>【問43】 軽減税率の適用</b>												
軽減税率制度が既に実施されていますが、軽減税率についてどのように考えますか。												
イ) 軽減税率の対象をさらに拡大する。	(イ)	2	3.50%	(イ)	0	0.00%	(イ)	0	0.00%	(イ)	2	2.20%
ロ) 軽減税率の対象は、現在の取扱いでよい。	(ロ)	11	19.00%	(ロ)	3	17.70%	(ロ)	5	31.30%	(ロ)	19	20.90%
ハ) 低所得者対策にそぐわないものは軽減税率の対象からはずす。	(ハ)	6	10.30%	(ハ)	2	11.80%	(ハ)	1	6.30%	(ハ)	9	9.90%
ニ) 軽減税率の対象を縮小する。	(ニ)	3	5.20%	(ニ)	1	5.90%	(ニ)	1	6.30%	(ニ)	5	5.50%
ホ) 軽減税率は、制度としての弊害が多いため、廃止する。	(ホ)	32	55.20%	(ホ)	10	58.80%	(ホ)	9	56.30%	(ホ)	51	56.00%
ヘ) その他 (具体的にご記入ください)	(ヘ)	2	3.50%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	2	2.20%
<b>(2) インボイス制度</b>												
<b>【問44】 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)</b>												
課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入れ税額のみを控除することができる「適格請求書等保存方式 (インボイス制度)」が制度化されました。これをどのように考えますか。(複数回答可)												
イ) 軽減税率制度の有無に関係なく徴税の適正化の視点から必要な制度。	(イ)	9	15.50%	(イ)	4	23.50%	(イ)	10	62.50%	(イ)	23	25.30%
ロ) 軽減税率制度下では、事務手続きが大変でも必要な制度。	(ロ)	10	17.20%	(ロ)	2	11.80%	(ロ)	4	25.00%	(ロ)	16	17.60%
ハ) 免税事業者が取引から排除されないように手当てをする。	(ハ)	8	13.80%	(ハ)	2	11.80%	(ハ)	2	12.50%	(ハ)	12	13.20%
ニ) 小規模事業者には事務負担が大きいため、例外的に現行の帳簿保存制度を残す。	(ニ)	7	12.10%	(ニ)	1	5.90%	(ニ)	2	12.50%	(ニ)	10	11.00%
ホ) 消費税率の引き上げには十分な周知期間があったため、小規模事業者への過度な配慮は必要ない。	(ホ)	0	0.00%	(ホ)	1	5.90%	(ホ)	2	12.50%	(ホ)	3	3.30%
ヘ) 事務手続きが複雑になるので、現在制度化されているような簡易な制度が必要。	(ヘ)	31	53.50%	(ヘ)	9	52.90%	(ヘ)	5	31.30%	(ヘ)	45	49.50%
ト) その他 (具体的にご記入ください)	(ト)	3	5.20%	(ト)	1	5.90%	(ト)	0	0.00%	(ト)	4	4.40%
<b>(3) 消費税の転嫁</b>												
<b>【問45】 消費税の転嫁について</b>												
消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することを予定している税ですが、転嫁の円滑化のためには、どのような対策が特に有効と考えますか。												
イ) 国民に対する広報の徹底	(イ)	15	25.90%	(イ)	5	29.40%	(イ)	6	37.50%	(イ)	26	28.60%
ロ) 消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成、周知	(ロ)	17	29.30%	(ロ)	5	29.40%	(ロ)	1	6.30%	(ロ)	23	25.30%
ハ) 講習会等の開催や相談体制の整備	(ハ)	0	0.00%									
ニ) 不公正な取引の検査、監視の強化	(ニ)	13	22.40%	(ニ)	2	11.80%	(ニ)	4	25.00%	(ニ)	19	20.90%
ホ) 価格表示に関する業界内の統一基準の策定	(ホ)	6	10.30%	(ホ)	1	5.90%	(ホ)	1	6.30%	(ホ)	8	8.80%
ヘ) 違法行為に対する情報提供の促進と提供者の保護	(ヘ)	3	5.20%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	2	12.50%	(ヘ)	5	5.50%
ト) 新たな施策を追加する必要はない	(ト)	1	1.70%	(ト)	2	11.80%	(ト)	1	6.30%	(ト)	4	4.40%
チ) その他 (具体的にご記入ください)	(チ)	1	1.70%	(チ)	1	5.90%	(チ)	0	0.00%	(チ)	2	2.20%

<b>6. 地方税</b>												
<b>(1) 地方税のあり方</b>												
<b>【問46】 地方税と国税（地方法人2税と地方消費税の税源交換）</b>												
地方公共団体間の財政力格差の是正方法として、地方消費税の拡充によって安定的な財源を確保するべきであるとの意見がある一方、地域間の財政力格差は平成26年に設けられた地方法人税を通じて調整されている一面もあります。これらの議論についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 法人課税を通じた再分配の仕組みによって、地域間の財政力格差を是正すべき。	(イ)	22	37.90%	(イ)	6	35.30%	(イ)	8	50.00%	(イ)	36	39.60%
ロ) 法人課税（法人住民税及び法人事業税）は縮小し、地方消費税によって地域間の財政力格差を是正すべき。	(ロ)	17	29.30%	(ロ)	8	47.10%	(ロ)	4	25.00%	(ロ)	29	31.90%
ハ) 地方消費税の清算基準は地域間の財政力格差へ配慮したものとすべき。	(ハ)	15	25.90%	(ハ)	3	17.70%	(ハ)	3	18.80%	(ハ)	21	23.10%
ニ) 地方消費税の清算基準は最終消費地への帰属を重視するべき。	(ニ)	4	6.90%	(ニ)	2	11.80%	(ニ)	2	12.50%	(ニ)	8	8.80%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	2	3.50%	(ホ)	0	0.00%	(ホ)	0	0.00%	(ホ)	2	2.20%
<b>【問47】 地方税のあり方</b>												
上記【問46】以外で地方税のあり方として賛成できるのはどれでしょうか。（複数回答可）												
イ) 地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底する。	(イ)	20	34.50%	(イ)	9	52.90%	(イ)	7	43.80%	(イ)	36	39.60%
ロ) 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は、応益負担として重いので見直す。	(ロ)	17	29.30%	(ロ)	2	11.80%	(ロ)	2	12.50%	(ロ)	21	23.10%
ハ) 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行う。	(ハ)	35	60.30%	(ハ)	13	76.50%	(ハ)	9	56.30%	(ハ)	57	62.60%
ニ) 個人住民税をはじめとして個人課税のウエイトは低いので、見直す。	(ニ)	2	3.50%	(ニ)	0	0.00%	(ニ)	2	12.50%	(ニ)	4	4.40%
ホ) 超過課税及び法定外税は、その多くが法人負担に偏った税制となっており、見直す。	(ホ)	10	17.20%	(ホ)	6	35.30%	(ホ)	3	18.80%	(ホ)	19	20.90%
ヘ) 地方固有の税源である固定資産税と都市計画税は、防災対策など社会資本整備のためにも増税する余地がある。	(ヘ)	1	1.70%	(ヘ)	1	5.90%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	2	2.20%
ト) その他(具体的にご記入ください)	(ト)	3	5.20%	(ト)	0	0.00%	(ト)	0	0.00%	(ト)	3	3.30%
<b>(2) 個人住民税</b>												
<b>【問48】 個人住民税</b>												
個人住民税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）												
イ) 均等割（市町村民税:年3.5千円、道府県民税:年1.5千円）については、引き上げる。	(イ)	13	22.40%	(イ)	4	23.50%	(イ)	3	18.80%	(イ)	20	22.00%
ロ) 所得割の課税最低限、均等割の非課税限度額の引き下げを行う。	(ロ)	5	8.60%	(ロ)	3	17.70%	(ロ)	1	6.30%	(ロ)	9	9.90%
ハ) 所得割の税率を引き上げる。	(ハ)	1	1.70%	(ハ)	0	0.00%	(ハ)	2	12.50%	(ハ)	3	3.30%
ニ) 現行制度を維持する。	(ニ)	23	39.70%	(ニ)	6	35.30%	(ニ)	5	31.30%	(ニ)	34	37.40%
ホ) 前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更する。	(ホ)	22	37.90%	(ホ)	7	41.20%	(ホ)	8	50.00%	(ホ)	37	40.70%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	0	0.00%
<b>(3) 法人住民税・事業税等</b>												
<b>【問49】 法人住民税・事業税</b>												
法人住民税、法人事業税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）												

イ) 全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上させる。	(イ)	38	65.50%	(イ)	10	58.80%	(イ)	11	68.80%	(イ)	59	64.80%
ロ) 法人住民税均等割は、資本金等により算定され、資本金の小さい事業所より資本金の大きい小規模事業所の負担が大きくなっているため、事業所の規模の実態に応じた応益的な仕組みに改める。	(ロ)	13	22.40%	(ロ)	4	23.50%	(ロ)	3	18.80%	(ロ)	20	22.00%
ハ) 法人住民税にも、連結納税制度（グループ通算制度）を導入する。	(ハ)	16	27.60%	(ハ)	5	29.40%	(ハ)	2	12.50%	(ハ)	23	25.30%
ニ) 外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等、仕組みが複雑であるため、簡素化する。	(ニ)	28	48.30%	(ニ)	12	70.60%	(ニ)	6	37.50%	(ニ)	46	50.60%
ホ) 応益課税の観点から、資本金1億円以下の企業にも外形標準課税を拡大する。	(ホ)	8	13.80%	(ホ)	1	5.90%	(ホ)	4	25.00%	(ホ)	13	14.30%
ヘ) 資本金1億円以下の企業への外形標準課税の拡大は、中小企業に対する増税となることから反対。	(ヘ)	1	1.70%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	4	25.00%	(ヘ)	5	5.50%
ト) 地方法人課税は法人に偏った負担となっているため、地方法人課税の抜本的な改革の中で見直しを行うべきであり、外形標準課税のみその対象を拡大することには、慎重を要する。	(ト)	5	8.60%	(ト)	4	23.50%	(ト)	2	12.50%	(ト)	11	12.10%
チ) 法人課税のうち、法人住民税の法人税割や法人事業税(資本金1億円以下)の所得割は応益負担とは言えず、見直す。	(チ)	3	5.20%	(チ)	3	17.70%	(チ)	4	25.00%	(チ)	10	11.00%
リ) 法定外税、超過課税が法人に偏って課税されていることは、問題であり見直す。	(リ)	8	13.80%	(リ)	2	11.80%	(リ)	2	12.50%	(リ)	12	13.20%
ヌ) その他(具体的にご記入ください)	(ヌ)	4	6.90%	(ヌ)	0	0.00%	(ヌ)	0	0.00%	(ヌ)	4	4.40%
<b>(4) 固定資産税</b>												
<b>【問50】 固定資産税</b>												
固定資産税のあり方についてどのように考えますか。(複数回答可)												
イ) 償却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であるため、廃止をする。	(イ)	41	70.70%	(イ)	11	64.70%	(イ)	6	37.50%	(イ)	58	63.70%
ロ) 償却資産に対する固定資産税については、中小企業向けの軽減措置が設けられたが、恒久化措置として法人全般に適用を拡大する。	(ロ)	5	8.60%	(ロ)	3	17.70%	(ロ)	2	12.50%	(ロ)	10	11.00%
ハ) 償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認める。	(ハ)	28	48.30%	(ハ)	6	35.30%	(ハ)	7	43.80%	(ハ)	41	45.10%
ニ) 商業地等の固定資産税については、負担水準の上限を60%に引下げる。	(ニ)	5	8.60%	(ニ)	1	5.90%	(ニ)	1	6.30%	(ニ)	7	7.70%
ホ) 家屋の評価は、事務負担等の観点から、再建築価格基準によらず取得価格（減価償却）基準による。	(ホ)	11	19.00%	(ホ)	3	17.70%	(ホ)	11	68.80%	(ホ)	25	27.50%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	3	5.20%	(ヘ)	1	5.90%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	4	4.40%
<b>7. その他の税制等</b>												
<b>(1) 環境関連税制</b>												
<b>【問51】 グリーン社会の実現と税制</b>												
日本は、グリーン社会の実現を目指し、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを宣言しました。グリーン社会の実現と税制について、どのように考えますか。												

(注) 炭素税は温室効果ガスの一つであるCO <sub>2</sub> の排出に着目したものです。日本では「地球温暖化対策のための税」を導入済みです。												
イ) 炭素税を導入することは、カーボンニュートラルの実現に向けた企業の研究開発や設備投資の原資を奪い、イノベーションを阻害し、グリーン社会の実現に逆行するので反対である。	(イ)	8	13.80%	(イ)	3	17.70%	(イ)	1	6.30%	(イ)	12	13.20%
ロ) 炭素税は、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから、既存税制の評価を行った上で、その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要である。	(ロ)	29	50.00%	(ロ)	8	47.10%	(ロ)	3	18.80%	(ロ)	40	44.00%
ハ) 炭素税を含む経済的手法は、企業の研究開発や設備投資の原資を奪わず、産業の競争力強化や経済成長につながるイノベーションや投資を促進するものに限って導入すべきである。	(ハ)	10	17.20%	(ハ)	2	11.80%	(ハ)	4	25.00%	(ハ)	16	17.60%
ニ) 地球温暖化防止のためには、炭素税の拡充を含む税制のグリーン化により、CO <sub>2</sub> 排出抑制を図ることで、グリーン社会を実現する必要がある。	(ニ)	7	12.10%	(ニ)	2	11.80%	(ニ)	8	50.00%	(ニ)	17	18.70%
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ)	2	3.50%	(ホ)	1	5.90%	(ホ)	0	0.00%	(ホ)	3	3.30%
<b>【問52】 車体課税</b>												
車体課税については、令和元年度改正において抜本の見直しが行われました。(1)自動車取得税は、消費税率10%への引き上げ時にあわせて、令和元年10月から廃止され、(2)自動車重量税及び自動車税、軽自動車税は、エコカー減税制度の基本構造を恒久化するとともに、道路等の維持管理、更新や防災、減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえ、見直しが行われました。今後の自動車重量税のあり方をどのように考えますか。(複数回答可)												
イ) 自動車重量税は道路整備という課税根拠がなくなっているので、廃止をする。	(イ)	13	22.40%	(イ)	1	5.90%	(イ)	2	12.50%	(イ)	16	17.60%
ロ) 自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており、過大な負担を負っているため、国際的な負担水準に合わせ軽減する。	(ロ)	18	31.00%	(ロ)	7	41.20%	(ロ)	6	37.50%	(ロ)	31	34.10%
ハ) 自動車重量税を道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担、受益者負担を明確化し、目的税化する。	(ハ)	15	25.90%	(ハ)	1	5.90%	(ハ)	6	37.50%	(ハ)	22	24.20%
ニ) グリーン化機能及び環境性能割の維持・強化を図る。	(ニ)	16	27.60%	(ニ)	9	52.90%	(ニ)	6	37.50%	(ニ)	31	34.10%
ホ) その他 (具体的にご記入ください)	(ホ)	3	5.20%	(ホ)	0	0.00%	(ホ)	0	0.00%	(ホ)	3	3.30%
<b>Ⅲ. 税に関する意識及び納税環境の整備</b>												
<b>【問53】 税務に関するコーポレートガバナンス</b>												
コーポレートガバナンスの強化は、日本再興戦略の重要な政策として取り上げられています。一方で、行政当局は、税務コーポレートガバナンス(以下：税務CG)の状況が良好と認められる大法人について、取引金額が多額なもの等の自主開示を受けて、その適正処理を確認するという事前の信頼関係を構築した上で、調査の間隔を延長するなど税務CGの維持・向上策に取り組んでいます。平成28年6月には事務実施要領が公表され、企業にとって重要な項目となっています。このような状況において、税務CGについてどのように考えますか。(複数回答可)												

イ) 企業の自主的な取組みを尊重すべき。この取組みでは（指揮・監督等に対する）トップマネジメントの適切な関与が必要。	(イ)	28	48.30%	(イ)	10	58.80%	(イ)	5	31.30%	(イ)	43	47.30%
ロ) 企業の自主的な取組みを尊重すべき。本取組において、経理・税務・監査部門の体制・機能の整備・強化が重要。	(ロ)	23	39.70%	(ロ)	9	52.90%	(ロ)	8	50.00%	(ロ)	40	44.00%
ハ) 当局における適切なアプローチを望む。特に、企業の取組みを尊重し、それに基づいて調査の必要度を決定すべき。	(ハ)	31	53.50%	(ハ)	7	41.20%	(ハ)	4	25.00%	(ハ)	42	46.20%
ニ) 当局における適切なハンドリングを希望。特に、有益な具体的取り組み事例等の情報を公表してほしい。	(ニ)	12	20.70%	(ニ)	4	23.50%	(ニ)	5	31.30%	(ニ)	21	23.10%
ホ) 当局からのアプローチを強化すべき。調査間隔の延長、調査期間の短縮など優良法人のメリットを拡充し、調査すべき対象ヘリソースを集中されることを望む。	(ホ)	11	19.00%	(ホ)	6	35.30%	(ホ)	4	25.00%	(ホ)	21	23.10%
ヘ) 本取組みを拡大し、中小企業にも広く普及・拡大するべき。	(ヘ)	6	10.30%	(ヘ)	2	11.80%	(ヘ)	3	18.80%	(ヘ)	11	12.10%
ト) その他（具体的にご記入ください）	(ト)	1	1.70%	(ト)	0	0.00%	(ト)	0	0.00%	(ト)	1	1.10%
<b>【問54】 企業の税務ガバナンス</b> グローバル展開するわが国企業の税務ガバナンスが重要な位置付けとなっています。これからの税務ガバナンスにおける重要な点を選んでください。（複数回答可）												
イ) 本社の税務人員の強化	(イ)	39	67.20%	(イ)	8	47.10%	(イ)	5	31.30%	(イ)	52	57.10%
ロ) 海外子会社の税務人員の強化	(ロ)	22	37.90%	(ロ)	8	47.10%	(ロ)	3	18.80%	(ロ)	33	36.30%
ハ) 税務情報のアップデート・収集	(ハ)	28	48.30%	(ハ)	8	47.10%	(ハ)	10	62.50%	(ハ)	46	50.60%
ニ) 部門間のコミュニケーション	(ニ)	27	46.60%	(ニ)	8	47.10%	(ニ)	3	18.80%	(ニ)	38	41.80%
ホ) 経営層の理解度・認知度の向上	(ホ)	33	56.90%	(ホ)	11	64.70%	(ホ)	11	68.80%	(ホ)	55	60.40%
ヘ) ITなどの技術の活用	(ヘ)	25	43.10%	(ヘ)	6	35.30%	(ヘ)	7	43.80%	(ヘ)	38	41.80%
ト) 外部コンサルタントの活用	(ト)	12	20.70%	(ト)	7	41.20%	(ト)	4	25.00%	(ト)	23	25.30%
チ) 現状十分に対応ができています	(チ)	0	0.00%									
リ) その他（具体的にご記入ください）	(リ)	3	5.20%	(リ)	0	0.00%	(リ)	0	0.00%	(リ)	3	3.30%
<b>【問55】 マイナンバー制度について</b> マイナンバー制度は平成28年1月から行政機関や地方公共団体において、税、社会保障、災害対策の3分野での利用が始まり、所謂マイナポータルも既に運用されています。利活用は金融分野、医療分野にも拡大されつつあります。番号制度は複数の機関に存在する個人情報を確認し、制度の効率性、透明性を高める社会的基盤です。同制度についてどのように考えますか。3つ以内でお選びください。												
イ) 社会保障、税、災害対策、金融、医療にとどまらず、分野を拡大していくことで、国民の利便性を構築していくことが望まれる。	(イ)	37	63.80%	(イ)	12	70.60%	(イ)	11	68.80%	(イ)	60	65.90%
ロ) 行政の効率と国民の利便性を高めるため、各行政機関が所掌の分野にとどまらず、さらに横断的に番号の利活用をすすめるべき。	(ロ)	30	51.70%	(ロ)	10	58.80%	(ロ)	10	62.50%	(ロ)	50	55.00%
ハ) 個人情報の漏えいなどセキュリティの側面からの不安があるので、官民ともに徹底した情報管理を望む。	(ハ)	26	44.80%	(ハ)	10	58.80%	(ハ)	5	31.30%	(ハ)	41	45.10%
ニ) 同制度は仕組みや手続が煩雑であり、企業や個人の事務負担の観点から改善が望まれる。	(ニ)	18	31.00%	(ニ)	2	11.80%	(ニ)	1	6.30%	(ニ)	21	23.10%
ヘ) 現時点では今後どのような問題が生ずるのか判断できかねる。	(ヘ)	2	3.50%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	1	6.30%	(ヘ)	3	3.30%
ト) その他(具体的にご記入ください)	(ト)	3	5.20%	(ト)	0	0.00%	(ト)	0	0.00%	(ト)	3	3.30%

<p><b>【問56】 納税者の知見・意識の向上</b> 国民1人ひとりの財政・租税に関する知見や納税(者)意識を高めるために、どのような施策が有効であると考えますか。(複数回答可)</p> <p>イ) 広報活動を持続的、かつ、幅広く実施する。</p> <p>ロ) 学校教育の場を含め、早い段階から財政・租税教育を取り入れていく。</p> <p>ハ) 租税に関する罰則を強化する。</p> <p>ニ) その他(具体的にご記入ください)</p>	(イ) 27 46.60%	(イ) 11 64.70%	(イ) 7 43.80%	(イ) 45 49.50%
	(ロ) 45 77.60%	(ロ) 13 76.50%	(ロ) 12 75.00%	(ロ) 70 76.90%
	(ハ) 4 6.90%	(ハ) 2 11.80%	(ハ) 2 12.50%	(ハ) 8 8.80%
	(ニ) 1 1.70%	(ニ) 0 0.00%	(ニ) 1 6.30%	(ニ) 2 2.20%
<p><b>【問57】 税制上の一般的な問題認識</b> 税金一般に関する問題点について、該当するものをお答え下さい。(複数回答可)</p> <p>イ) 国民に税金(含む社会保障負担)や歳出に関する知識・情報が正確に伝わっていない。</p> <p>ロ) 所謂クロヨンが存在し、サラリーマン世帯の不公平感につながっている。</p> <p>ハ) 租税負担の公平の確保のため、加算税や刑事罰等の罰則を強化することが重要。</p> <p>ニ) グローバル化が進展する中で国際課税分野への理解が重要。</p> <p>ホ) 租税制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっている。</p> <p>ヘ) その他(具体的にご記入ください)</p>	(イ) 24 41.40%	(イ) 11 64.70%	(イ) 12 75.00%	(イ) 47 51.70%
	(ロ) 25 43.10%	(ロ) 8 47.10%	(ロ) 4 25.00%	(ロ) 37 40.70%
	(ハ) 3 5.20%	(ハ) 2 11.80%	(ハ) 3 18.80%	(ハ) 8 8.80%
	(ニ) 24 41.40%	(ニ) 9 52.90%	(ニ) 4 25.00%	(ニ) 37 40.70%
	(ホ) 47 81.00%	(ホ) 12 70.60%	(ホ) 8 50.00%	(ホ) 67 73.60%
	(ヘ) 2 3.50%	(ヘ) 0 0.00%	(ヘ) 2 12.50%	(ヘ) 4 4.40%
<p><b>【問58】 納税環境の整備</b> 納税環境の整備について重要と思われるものをお答え下さい。(複数回答可)</p> <p>イ) 財源確保と公平性の担保、厳正な徴収事務の遂行のため、徴税組織を拡充する。</p> <p>ロ) 徴税効率を上げるため、地方公共団体間での事務事業の共同化や、国との連携を強化する。</p> <p>ハ) 電子申告、電子納税・電子帳簿等の利用促進・改善など税務行政のDX化をさらに推進する。</p> <p>ニ) 予測可能性や経済取引の安全性の確保のための事前照会制度や相談体制を充実させる。</p> <p>ホ) 地方税申告・納付の簡素化を図る。</p> <p>ヘ) ウェブサイト等でのわかり易い情報提供の充実。</p> <p>ト) その他(具体的にご記入ください)</p>	(イ) 4 6.90%	(イ) 3 17.70%	(イ) 6 37.50%	(イ) 13 14.30%
	(ロ) 19 32.80%	(ロ) 7 41.20%	(ロ) 6 37.50%	(ロ) 32 35.20%
	(ハ) 38 65.50%	(ハ) 12 70.60%	(ハ) 10 62.50%	(ハ) 60 65.90%
	(ニ) 30 51.70%	(ニ) 12 70.60%	(ニ) 7 43.80%	(ニ) 49 53.90%
	(ホ) 32 55.20%	(ホ) 6 35.30%	(ホ) 8 50.00%	(ホ) 46 50.60%
	(ヘ) 5 8.60%	(ヘ) 0 0.00%	(ヘ) 2 12.50%	(ヘ) 7 7.70%
	(ト) 1 1.70%	(ト) 0 0.00%	(ト) 0 0.00%	(ト) 1 1.10%
<p><b>IV. 当協会へのご要望等</b></p> <p><b>【問59】</b> 今後、当協会の運営において充実を望むものを選んでください。(複数回答可)</p> <p>イ) 税制改正要望(税制改正に関する租研意見を含む)</p> <p>ロ) 税務行政への要望(通達化、法令等の取り扱いの明確化など)</p> <p>ハ) 外国税務当局との交流促進(外国税務当局の講演、意見交換など)</p> <p>ニ) 行政当局との意見交換</p> <p>ホ) 研究会活動</p> <p>ヘ) 会員懇談会</p> <p>ト) 租税研究大会</p> <p>チ) 基礎講座</p>	(イ) 31 53.50%	(イ) 7 41.20%	(イ) 8 50.00%	(イ) 46 50.60%
	(ロ) 35 60.30%	(ロ) 13 76.50%	(ロ) 7 43.80%	(ロ) 55 60.40%
	(ハ) 8 13.80%	(ハ) 4 23.50%	(ハ) 0 0.00%	(ハ) 12 13.20%
	(ニ) 21 36.20%	(ニ) 8 47.10%	(ニ) 3 18.80%	(ニ) 32 35.20%
	(ホ) 11 19.00%	(ホ) 5 29.40%	(ホ) 8 50.00%	(ホ) 24 26.40%
	(ヘ) 23 39.70%	(ヘ) 6 35.30%	(ヘ) 5 31.30%	(ヘ) 34 37.40%
	(ト) 2 3.50%	(ト) 1 5.90%	(ト) 2 12.50%	(ト) 5 5.50%
	(チ) 12 20.70%	(チ) 3 17.70%	(チ) 3 18.80%	(チ) 18 19.80%

リ) 出版(租税研究, 租研大会記録, OECDモデル租税条約等)	(リ)	8	13.80%	(リ)	2	11.80%	(リ)	4	25.00%	(リ)	14	15.40%
ヌ) オンライン配信の活用などデジタル化の一層の推進	(ヌ)	14	24.10%	(ヌ)	6	35.30%	(ヌ)	5	31.30%	(ヌ)	25	27.50%
ル) 現状に満足している	(ル)	5	8.60%	(ル)	2	11.80%	(ル)	3	18.80%	(ル)	10	11.00%
ヲ) 特でない	(ヲ)	3	5.20%	(ヲ)	0	0.00%	(ヲ)	0	0.00%	(ヲ)	3	3.30%
ワ) その他(具体的にご記入ください)	(ワ)	1	1.70%	(ワ)	1	5.90%	(ワ)	0	0.00%	(ワ)	2	2.20%

**【問60】**

会員懇談会のテーマについては、租研の事業目的や会員のニーズに相応しいものを取り上げるように努めています。次のようなテーマについて、望ましいと思われるものを選んでください。(複数回答可)

イ) 財政問題	(イ)	3	5.20%	(イ)	3	17.70%	(イ)	6	37.50%	(イ)	12	13.20%
ロ) 今後の税制改革	(ロ)	23	39.70%	(ロ)	7	41.20%	(ロ)	6	37.50%	(ロ)	36	39.60%
ハ) 本年度の税制改正	(ハ)	29	50.00%	(ハ)	11	64.70%	(ハ)	3	18.80%	(ハ)	43	47.30%
ニ) 税制の解釈, 適用	(ニ)	36	62.10%	(ニ)	13	76.50%	(ニ)	8	50.00%	(ニ)	57	62.60%
ホ) 税制の実務的な取扱い	(ホ)	36	62.10%	(ホ)	9	52.90%	(ホ)	5	31.30%	(ホ)	50	55.00%
ヘ) 税制に関する紛争, 訴訟, 判例	(ヘ)	25	43.10%	(ヘ)	4	23.50%	(ヘ)	6	37.50%	(ヘ)	35	38.50%
ト) 所得税制	(ト)	5	8.60%	(ト)	2	11.80%	(ト)	2	12.50%	(ト)	9	9.90%
チ) 相続税・贈与税	(チ)	2	3.50%	(チ)	0	0.00%	(チ)	3	18.80%	(チ)	5	5.50%
リ) 法人税制	(リ)	28	48.30%	(リ)	7	41.20%	(リ)	3	18.80%	(リ)	38	41.80%
ヌ) 消費税制	(ヌ)	22	37.90%	(ヌ)	4	23.50%	(ヌ)	2	12.50%	(ヌ)	28	30.80%
ル) 地方税制	(ル)	9	15.50%	(ル)	0	0.00%	(ル)	1	6.30%	(ル)	10	11.00%
ヲ) 外国の税制, 税務執行	(ヲ)	17	29.30%	(ヲ)	4	23.50%	(ヲ)	5	31.30%	(ヲ)	26	28.60%
ワ) タックスヘイブン税制	(ワ)	31	53.50%	(ワ)	8	47.10%	(ワ)	3	18.80%	(ワ)	42	46.20%
カ) 移転価格税制	(カ)	29	50.00%	(カ)	6	35.30%	(カ)	2	12.50%	(カ)	37	40.70%
ヨ) 国際課税(除くタックスヘイブン税制, 移転価格税制)	(ヨ)	29	50.00%	(ヨ)	8	47.10%	(ヨ)	3	18.80%	(ヨ)	40	44.00%
タ) 経済問題	(タ)	1	1.70%	(タ)	1	5.90%	(タ)	2	12.50%	(タ)	4	4.40%
レ) 会社法関係	(レ)	4	6.90%	(レ)	0	0.00%	(レ)	3	18.80%	(レ)	7	7.70%
ソ) 企業会計関係	(ソ)	3	5.20%	(ソ)	0	0.00%	(ソ)	3	18.80%	(ソ)	6	6.60%
ツ) カーボンプライシング関係	(ツ)	10	17.20%	(ツ)	6	35.30%	(ツ)	1	6.30%	(ツ)	17	18.70%
ネ) 申告・納税手続き関係	(ネ)	3	5.20%	(ネ)	2	11.80%	(ネ)	1	6.30%	(ネ)	6	6.60%
ナ) その他(具体的にご記入ください)	(ナ)	0	0.00%	(ナ)	0	0.00%	(ナ)	1	6.30%	(ナ)	1	1.10%

**【問61】**

その他, 当協会へのご要望, または改善すべき課題をご記入ください。

**V. 回答者の業種・職業**

**【問62】**

ご回答された方は次のどれに該当しますか。  
<租研役員・法人会員のみなさま>

イ) 農業, 林業	(イ)	0	0.00%	(イ)	0	0.00%	(イ)	0	0.00%	(イ)	0	0.00%
ロ) 漁業	(ロ)	0	0.00%	(ロ)	0	0.00%	(ロ)	0	0.00%	(ロ)	0	0.00%
ハ) 鉱業, 採石業, 砂利採取業	(ハ)	1	1.70%	(ハ)	0	0.00%	(ハ)	0	0.00%	(ハ)	1	1.10%
ニ) 建設業	(ニ)	3	5.20%	(ニ)	1	5.90%	(ニ)	0	0.00%	(ニ)	4	4.40%
ホ) 製造業	(ホ)	26	44.80%	(ホ)	7	41.20%	(ホ)	0	0.00%	(ホ)	33	36.30%
ヘ) 電気・ガス・熱供給・水道業	(ヘ)	7	12.10%	(ヘ)	3	17.70%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	10	11.00%
ト) 情報通信業	(ト)	3	5.20%	(ト)	0	0.00%	(ト)	0	0.00%	(ト)	3	3.30%
チ) 運輸業, 郵便業	(チ)	1	1.70%	(チ)	0	0.00%	(チ)	0	0.00%	(チ)	1	1.10%
リ) 卸売業・小売業	(リ)	3	5.20%	(リ)	1	5.90%	(リ)	0	0.00%	(リ)	4	4.40%
ヌ) 金融業・保険業	(ヌ)	8	13.80%	(ヌ)	2	11.80%	(ヌ)	0	0.00%	(ヌ)	10	11.00%
ル) 不動産業, 物品賃貸業	(ル)	0	0.00%	(ル)	1	5.90%	(ル)	0	0.00%	(ル)	1	1.10%
ヲ) 学術研究, 専門・技術サービス業	(ヲ)	2	3.50%	(ヲ)	0	0.00%	(ヲ)	2	12.50%	(ヲ)	4	4.40%
ワ) 宿泊業, 飲食サービス業	(ワ)	0	0.00%	(ワ)	0	0.00%	(ワ)	0	0.00%	(ワ)	0	0.00%
カ) 生活関連サービス業, 娯楽業	(カ)	0	0.00%	(カ)	0	0.00%	(カ)	0	0.00%	(カ)	0	0.00%
ヨ) 教育, 学習支援業	(ヨ)	0	0.00%	(ヨ)	0	0.00%	(ヨ)	1	6.30%	(ヨ)	1	1.10%
タ) 医療, 福祉	(タ)	0	0.00%	(タ)	0	0.00%	(タ)	0	0.00%	(タ)	0	0.00%
レ) 複合サービス事業	(レ)	0	0.00%	(レ)	0	0.00%	(レ)	0	0.00%	(レ)	0	0.00%

ソ) サービス業（他に分類されないもの）	(ソ)	2	3.50%	(ソ)	1	5.90%	(ソ)	3	18.80%	(ソ)	6	6.60%
ツ) 公務（他に分類されるものを除く）	(ツ)	0	0.00%	(ツ)	0	0.00%	(ツ)	1	6.30%	(ツ)	1	1.10%
ネ) 分類不能の産業	(ネ)	1	1.70%	(ネ)	1	5.90%	(ネ)	0	0.00%	(ネ)	2	2.20%
ナ) 個人会員	(ナ)	1	1.70%	(ナ)	0	0.00%	(ナ)	9	56.30%	(ナ)	10	11.00%

【問63】

問62でホ) とお答えになられた方にお伺いします。下記のどの分類\*に該当しますか。

\*イ)～ウ)については日本標準産業分類中分類に準拠しています。

イ) 食料品製造業	(イ)	1	1.70%	(イ)	1	5.90%	(イ)	0	0.00%	(イ)	2	2.20%
ロ) 飲料・たばこ・飼料製造業	(ロ)	1	1.70%	(ロ)	0	0.00%	(ロ)	0	0.00%	(ロ)	1	1.10%
ハ) 繊維工業	(ハ)	2	3.50%	(ハ)	1	5.90%	(ハ)	0	0.00%	(ハ)	3	3.30%
ニ) 木材・木製品製造業（家具を除く）	(ニ)	0	0.00%	(ニ)	0	0.00%	(ニ)	0	0.00%	(ニ)	0	0.00%
ホ) 家具・装備品製造業	(ホ)	0	0.00%	(ホ)	0	0.00%	(ホ)	0	0.00%	(ホ)	0	0.00%
ヘ) パルプ・紙・紙加工品製造業	(ヘ)	2	3.50%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	0	0.00%	(ヘ)	2	2.20%
ト) 印刷・同関連業	(ト)	0	0.00%	(ト)	0	0.00%	(ト)	0	0.00%	(ト)	0	0.00%
チ) 化学工業	(チ)	6	10.30%	(チ)	0	0.00%	(チ)	0	0.00%	(チ)	6	6.60%
リ) 石油製品・石炭製品製造業	(リ)	0	0.00%	(リ)	0	0.00%	(リ)	0	0.00%	(リ)	0	0.00%
ヌ) プラスチック製品製造業（別掲を除く）	(ヌ)	0	0.00%	(ヌ)	0	0.00%	(ヌ)	0	0.00%	(ヌ)	0	0.00%
ル) ゴム製品製造業	(ル)	0	0.00%	(ル)	0	0.00%	(ル)	0	0.00%	(ル)	0	0.00%
ヲ) なめし革・同製品・毛皮製造業	(ヲ)	0	0.00%	(ヲ)	0	0.00%	(ヲ)	0	0.00%	(ヲ)	0	0.00%
ワ) 窯業・土石製品製造業	(ワ)	0	0.00%	(ワ)	0	0.00%	(ワ)	0	0.00%	(ワ)	0	0.00%
カ) 鉄鋼業	(カ)	2	3.50%	(カ)	1	5.90%	(カ)	0	0.00%	(カ)	3	3.30%
ヨ) 非鉄金属製造業	(ヨ)	1	1.70%	(ヨ)	1	5.90%	(ヨ)	0	0.00%	(ヨ)	2	2.20%
タ) 金属製品製造業	(タ)	1	1.70%	(タ)	0	0.00%	(タ)	0	0.00%	(タ)	1	1.10%
レ) はん用機械器具製造業	(レ)	2	3.50%	(レ)	0	0.00%	(レ)	0	0.00%	(レ)	2	2.20%
ソ) 生産用機械器具製造業	(ソ)	1	1.70%	(ソ)	0	0.00%	(ソ)	0	0.00%	(ソ)	1	1.10%
ツ) 業務用機械器具製造業	(ツ)	1	1.70%	(ツ)	1	5.90%	(ツ)	0	0.00%	(ツ)	2	2.20%
ネ) 電子部品・デバイス・電子回路製造業	(ネ)	0	0.00%	(ネ)	0	0.00%	(ネ)	0	0.00%	(ネ)	0	0.00%
ナ) 電気機械器具製造業	(ナ)	4	6.90%	(ナ)	1	5.90%	(ナ)	0	0.00%	(ナ)	5	5.50%
ラ) 情報通信機械器具製造業	(ラ)	0	0.00%	(ラ)	0	0.00%	(ラ)	0	0.00%	(ラ)	0	0.00%
ム) 輸送用機械器具製造業	(ム)	2	3.50%	(ム)	1	5.90%	(ム)	0	0.00%	(ム)	3	3.30%
ウ) その他の製造業	(ウ)	0	0.00%	(ウ)	0	0.00%	(ウ)	0	0.00%	(ウ)	0	0.00%